

第 2 次 総 合 計 画 基 本 構 想

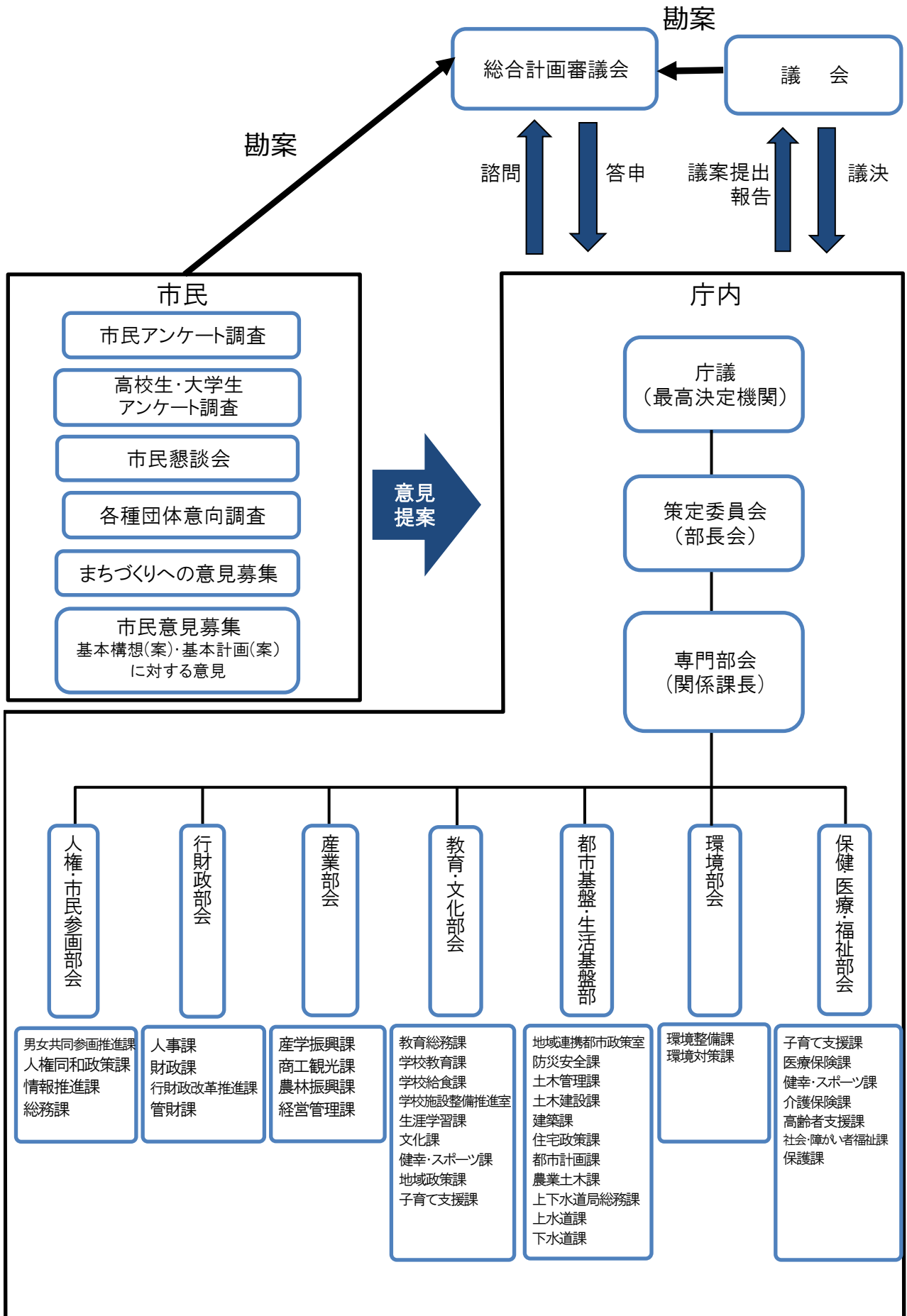
特 別 委 員 会 提 出 資 料

平成 28 年 12 月 2 日提出

目 次

第2次飯塚市総合計画策定体制	1
第2次飯塚市総合計画策定経過	2
第2次飯塚市総合計画策定スケジュール	3
飯塚市総合計画審議会答申書（鑑文）	4
第1次飯塚市総合計画と第2次飯塚市総合計画の体系比較表	6
第2次飯塚市総合計画の全体構成	7
第2次飯塚市総合計画基本計画	8
第2次飯塚市総合計画資料編構成(案)	76

第2次飯塚市総合計画策定体制



第2次飯塚市総合計画策定経過

平成26年度	3月	飯塚市総合計画策定条例制定
平成27年度	7月	第2次飯塚市総合計画策定基本方針策定
	7月	市民アンケート調査(対象6,000人)、高校生アンケート調査(対象328人) 大学生アンケート調査(対象300人)
	7月23日	第1回総合計画策定委員会
	7月27日	第1回庁議
	8月1日～21日	計画策定に係るまちづくりへの意見募集
	9月	関係団体のまちづくりに関する意向調査(対象:129団体)
	9月30日～10月28日	まちづくり市民会議(ワークショップ) (穂波公民館、筑穂公民館、庄内公民館、颯田公民館、 イツカコミュニティセンター)
	11月16日	第2回総合計画策定委員会
	11月27日	第2回庁議
	1月18日～22日	総合計画策定委員会専門部会
	2月17日	第3回総合計画策定委員会
	2月24日	第1回議会全員協議会
	3月16日	第4回総合計画策定委員会
	平成28年度	4月18日
4月21日		第3回庁議
5月17日		第2回議会全員協議会
6月1日		第1回総合計画審議会(諮問)
6月9日		第6回総合計画策定委員会
6月29日		第3回議会全員協議会
6月29日～7月22日		市民懇談会 (菰田公民館、幸袋公民館、鯉田公民館、飯塚東公民館、鎮西公民館、 颯田公民館、庄内公民館、穂波公民館、筑穂公民館、立岩公民館、 飯塚公民館、二瀬公民館)
7月1日～8月5日		市民意見募集の実施
7月6日		第2回総合計画審議会
7月20日		第4回庁議
8月2日		第3回総合計画審議会
8月19日		第7回総合計画策定委員会
8月25日		第5回庁議
9月7日		第4回総合計画審議会
9月13日		第4回議会全員協議会
10月19日		第5回総合計画審議会
10月21日		第8回総合計画策定委員会
10月25日	第6回庁議	
10月26日	総合計画審議会答申	

第2次飯塚市総合計画策定スケジュール

	平成27年度										平成28年度											平成29年度		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
総合計画 審議会												(6月1日) 第1回 審議会	(7月6日) 第2回 審議会	(8月2日) 第3回 審議会	(9月7日) 第4回 審議会	(10月19日) 第5回 審議会 (10月26日) 答申								
市議会							(2月24日) 第1回 全員協議会				(5月17日) 第2回 全員協議会	(6月29日) 第3回 全員協議会			(9月13日) 第4回 全員協議会			基本構想 議案提出						
意識調査 (市民アンケート)	← 市民(対象6,000人)、高校生(対象328人) 大学生(対象300人) →																							
市民懇談会 (ワークショップ)				← 市内5箇所で開催 →																				
各種団体等 意向調査			← 対象129団体 →																					
まちづくりへの 意見募集	← →																							
市民懇談会 (12地区で開催)													← 市内12箇所で開催 →											
市民意見募集 基本構想(案)・基本 計画(案)に対する意見													← →											
庁内会議	→ 随時協議・報告 →																							



平成 28 年 10 月 26 日

飯塚市長 齊藤守史様

飯塚市総合計画審議会
会長 安永卓生

第 2 次飯塚市総合計画基本構想(案)等について (答申)

平成 28 年 6 月 1 日付け 28 飯企総第 33 号で諮問のありました第 2 次飯塚市総合計画について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申いたします。

近年、少子高齢化や人口減少が進行し、社会経済情勢が大きく変化する中で、来年度からの総合計画には時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められています。

このため、人口減少の克服と地方創生を推進する上で、子育て支援の充実をはじめ、周辺地域と連携を図りながら、安心して暮らせる地域の形成に努められるとともに、飯塚市の魅力ある地域資源や強みを市内外に積極的に情報発信することで、まちのブランド化に取り組み、産業の振興、交流人口の拡大や定住人口の増大に繋げるなど、スピード感ある行財政運営を進めることを望みます。

「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか」の実現に向けて、基本構想で定めた基本理念を積極的に市民に周知し、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政が一丸となってまちづくりに取り組む地域社会が形成されることを期待します。

記

1 審議の結果

第 2 次飯塚市総合計画基本構想(案)等については、別添案のとおり策定されることが適当であると判断します。

2 審議の経過

本審議会は平成 28 年 6 月 1 日を初回とし、全 5 回の会議を開催し、慎重に審議いたしました。概要は次のとおりです。

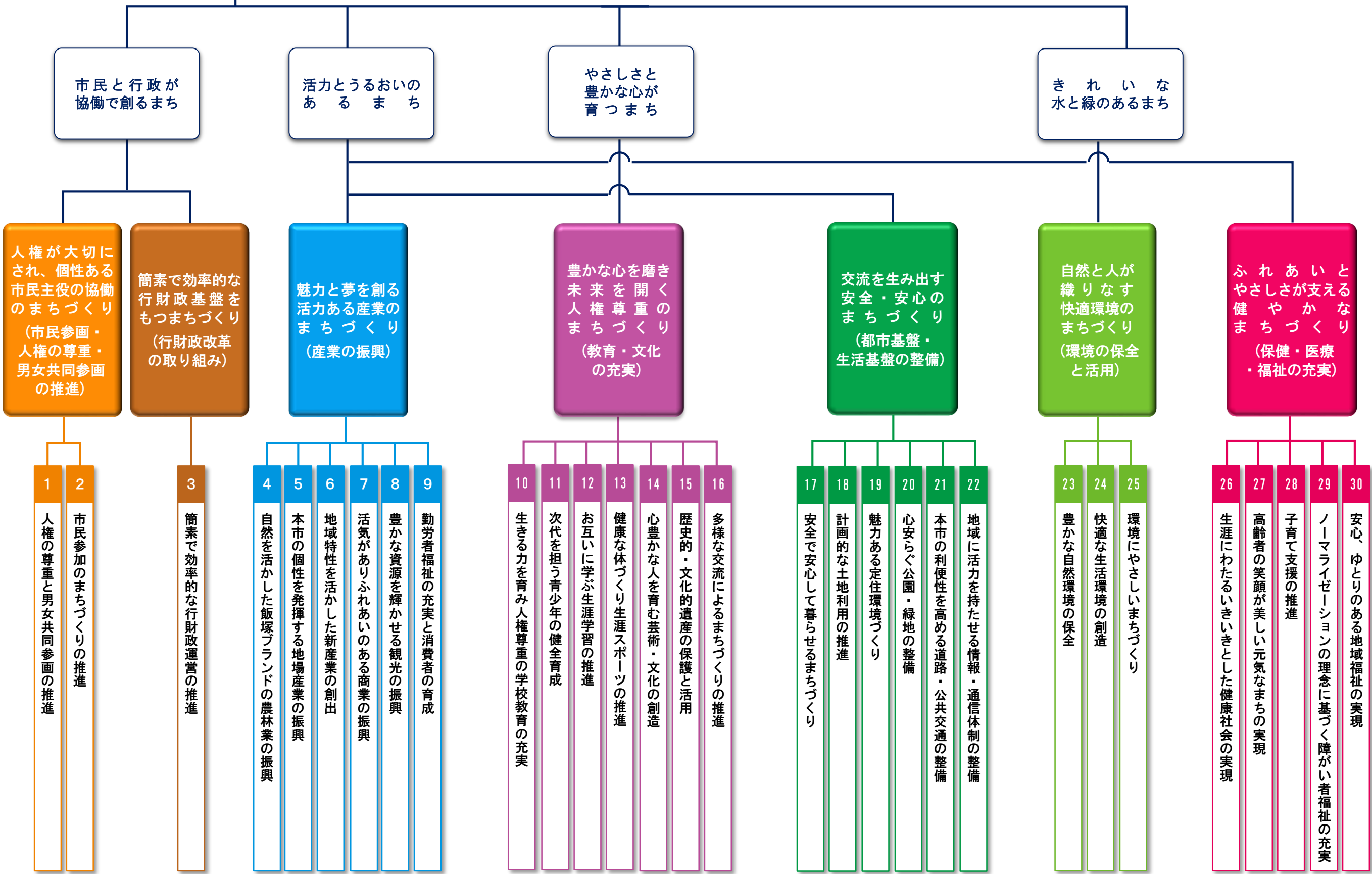
回	開催月日	開催場所	審 議 の 内 容
1	6月1日	飯塚市役所	(1) 第2次飯塚市総合計画策定方針及び策定スケジュールについて (2) 第2次飯塚市総合計画策定経過報告について (3) 第2次飯塚市総合計画(素案)について
2	7月6日	立岩公民館	(1) 序論・基本構想について (2) 基本計画(素案)第1章～第4章について
3	8月2日	飯塚市役所	(1) 序論・基本構想について (2) 基本計画(素案)第1章～第4章について (3) 基本計画(素案)第5章～第7章について
4	9月7日	飯塚市役所	(1) 序論・基本構想について (2) 基本計画(素案)第1章～第4章について (3) 基本計画(素案)第5章～第7章について
5	10月19日	飯塚市役所	(1) 第2次飯塚市総合計画基本構想(案)等の答申(案)について

3 飯塚市総合計画審議会委員

会 長	安 永	卓 生
副 会 長	逢 坂	忠 男
委 員	河	知 延
委 員	三 木	一 司
委 員	渡 辺	康 臣
委 員	多 田	憲 昭
委 員	高 本	則 幸
委 員	樋 口	繁 秀
委 員	玉 置	一 貴
委 員	荒 川	文 江
委 員	安 永	勝 利
委 員	濱 崎	安 司
委 員	松 本	優 治
委 員	前 田	恵 理
委 員	松 井	綾 二
委 員	大 塚	政 信
委 員	林	京 子
委 員	山 本	英 彦
委 員	北 方	妙 子
委 員	高 崎	公 惠
委 員	久 留 見	昌 彦
委 員	金	英 子
委 員	渡 邊	記 子
委 員	犬 伏	康
委 員	山 本	美 咲

人が輝き まちが飛躍する
住みたいまち 住みつづけたいまち
～人権・産業・学術・文化・自然の共生都市をめざして～

■将来フレーム
2016（平成28）年の目標人口 130,000人



都市目標像

人が輝き まちが飛躍する
住みたいまち 住みつづけたいまち
～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～

■将来フレーム
2026（平成38）年の目標人口 123,000人

まちづくりの基本理念

人権を大切に
市民協働のまち

共に支えあい
健やかに
暮らせるまち

活力と
うおいの
あるまち

やさしさと
豊かな心が
育つまち

水と緑豊かな
快適で
住みよいまち

政策分野

人権
市民参画

行政経営

健幸
子育て

地域経済

教
育
文
化

都市基盤
生活基盤

自然環境

施策の柱

1 人権尊重のまちづくりの推進

2 男女共同参画の推進

3 協働のまちづくりの推進

4 情報共有の推進

5 効果的・効率的な行政経営の推進

6 公共施設等の最適化と有効活用

7 財政の健全化

8 職員の能力開発と人材育成の推進

9 健幸都市づくりの推進

10 保健・医療の充実と連携

11 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

12 子育て支援の推進

13 安心して産み育てやすい環境づくり

14 障がい者福祉の充実

15 安心して暮らせる地域づくり

16 農林業の振興

17 地場産業の振興

18 創業促進と産業の創出

19 商業の振興

20 観光の振興

21 就労支援の充実と労働環境の整備

22 人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

23 確かな学力を育む教育の推進

24 子ども・若者の健全育成

25 生涯学習の振興

26 スポーツの振興

27 文化芸術の創造

28 歴史的・文化的遺産の保護と活用

29 国際交流・多文化共生の推進

30 災害・減災対策の充実

31 消防・救急体制の充実

32 生活安全の向上

33 計画的な土地利用の推進

34 定住環境・公共交通の充実

35 公園・緑地の整備

36 道路の整備

37 上下水道の整備

38 自然環境の保全

39 快適な生活環境づくり

40 環境にやさしいまちづくり

重点戦略

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

地域特性を活かした産業の振興

【基本目標Ⅰ】 大学力と連携し、
地域経済を牽引するまちづくり

子育て支援の充実

【基本目標Ⅱ】 安心して出産・
子育てができるまちづくり

次代を担う子どもの育成

【基本目標Ⅲ】 次代を担う
ひとを育てる学びのまちづくり

健幸都市づくり

【基本目標Ⅳ】 健幸で
魅力あふれるまちづくり

第2次飯塚市総合計画の全体構成

序論

社会潮流の変化

- (1)人口減少と少子高齢化の進展
- (2)地域コミュニティの再生と協働のまちづくりの推進
- (3)人権課題への対応と価値観の多様化
- (4)安全・安心への意識の高まり
- (5)地球環境問題の深刻化
- (6)地方分権の進展
- (7)グローバル化・高度情報化社会の進展

飯塚市の特性

地理的特性/自然的特性/
歴史的特性/社会的特性/
人口構造/産業構造/
財政の状況と財政見通し

市民意向

- (1)飯塚市の住みやすさについて
- (2)市民が感じるまちづくりの満足度
- (3)将来的に飯塚市が力を入れるべき取組

「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」におけるまちづくりの重点戦略

- I. 大学力と連携し、地域経済を牽引するまちづくり
- II. 安心して出産・子育てができるまちづくり
- III. 次代を担うひとを育てる学びのまちづくり
- IV. 健幸で魅力あふれるまちづくり

基本構想

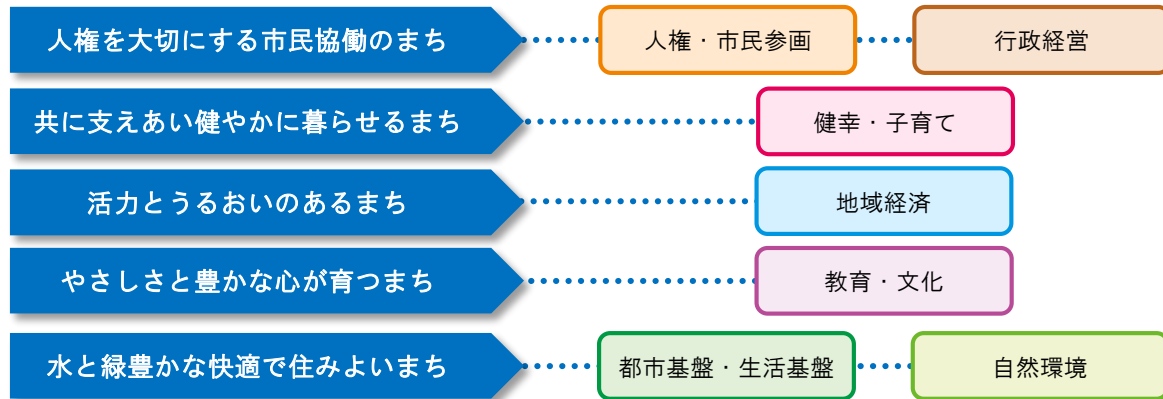
■都市目標像

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち
～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～

■まちづくりの基本理念

- (1) 人権を大切にする市民協働のまち
- (2) 共に支えあい健やかに暮らせるまち
- (3) 活力とうるおいのあるまち
- (4) やさしさと豊かな心が育つまち
- (5) 水と緑豊かな快適で住みよいまち

■政策分野



■将来フレーム 2026（平成38）年の目標人口 123,000人

■将来都市構造（基本方針）拠点連携型都市

基本計画

■分野別計画

政策分野(7)	施策(40)	基本事業(147)
第1章 人権・市民参画	1. 人権尊重のまちづくりの推進	人権教育・啓発の推進 <small>ほか</small>
	2. 男女共同参画の推進	男女共同参画の推進 <small>ほか</small>
	3. 協働のまちづくりの推進	協働のまちづくりの推進 <small>ほか</small>
	4. 情報共有の推進	地域情報化計画の策定 <small>ほか</small>
第2章 行政経営	1. 効果的・効率的な行政経営の推進	効果的・効率的な行政経営の推進 <small>ほか</small>
	2. 公共施設等の最適化と有効活用	公共施設の総合的管理の推進 <small>ほか</small>
	3. 財政の健全化	健全な財政運営の確立 <small>ほか</small>
	4. 職員の能力開発と人材育成の推進	職員の資質向上 <small>ほか</small>
第3章 健幸・子育て	1. 健幸都市づくりの推進	健幸都市づくりの推進 <small>ほか</small>
	2. 保健・医療の充実と連携	医療機関相互の連携強化 <small>ほか</small>
	3. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	高齢者を支える体制づくり <small>ほか</small>
	4. 子育て支援の推進	子育て支援の推進 <small>ほか</small>
	5. 安心して産み育てやすい環境づくり	就学前の教育・保育施設の整備と保育環境の充実 <small>ほか</small>
	6. 障がい者福祉の充実	障がい者に関する理解促進のための啓発 <small>ほか</small>
	7. 安心して暮らせる地域づくり	保健・医療・福祉の連携による地域福祉の充実 <small>ほか</small>
第4章 地域経済	1. 農林業の振興	多様な担い手の育成・支援 <small>ほか</small>
	2. 地場産業の振興	企業誘致の促進等 <small>ほか</small>
	3. 創業促進と産業の創出	産学官交流の充実 <small>ほか</small>
	4. 商業の振興	魅力ある商店街づくりの推進 <small>ほか</small>
	5. 観光の振興	新たな広域的観光ルートの整備 <small>ほか</small>
	6. 就労支援の充実と労働環境の整備	就労支援の充実 <small>ほか</small>
第5章 教育・文化	1. 人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進	生きる力を育む教育の推進 <small>ほか</small>
	2. 確かな学力を育む教育の推進	学力向上の推進 <small>ほか</small>
	3. 子ども・若者の健全育成	子ども・若者の健全育成活動の推進 <small>ほか</small>
	4. 生涯学習の振興	多様な学習機会の提供 <small>ほか</small>
	5. スポーツの振興	生涯スポーツ活動の推進 <small>ほか</small>
	6. 文化芸術の創造	市民による文化芸術活動の推進 <small>ほか</small>
	7. 歴史的・文化的遺産の保護と活用	文化財の保存・整備・活用の推進 <small>ほか</small>
	8. 国際交流・多文化共生の推進	国際交流の推進 <small>ほか</small>
第6章 都市基盤・生活基盤	1. 災害・減災対策の充実	防災・減災意識の高揚と自主防災体制の確立 <small>ほか</small>
	2. 消防・救急体制の充実	消防機関との連携強化 <small>ほか</small>
	3. 生活安全の向上	防犯体制づくりの推進 <small>ほか</small>
	4. 計画的な土地利用の推進	計画的な土地利用の推進 <small>ほか</small>
	5. 定住環境・公共交通の充実	良質な住宅供給の推進 <small>ほか</small>
	6. 公園・緑地の整備	安全・安心な公園・緑地の整備 <small>ほか</small>
	7. 道路の整備	国道の早期整備の推進 <small>ほか</small>
	8. 上下水道の整備	経営基盤の強化 <small>ほか</small>
第7章 自然環境	1. 自然環境の保全	森林の保全 <small>ほか</small>
	2. 快適な生活環境づくり	合併浄化槽設置事業の推進 <small>ほか</small>
	3. 環境にやさしいまちづくり	環境教育の充実 <small>ほか</small>

事務事業（約1,000事業）

第2次飯塚市総合計画 基本計画

目次

第Ⅲ編 基本計画	11
第1章 人権・市民参画	11
1-1. 人権尊重のまちづくりの推進	11
1-2. 男女共同参画の推進	13
1-3. 協働のまちづくりの推進	15
1-4. 情報共有の推進	16
第2章 行政経営	18
2-1. 効果的・効率的な行政経営の推進	18
2-2. 公共施設等の最適化と有効利活用	19
2-3. 財政の健全化	20
2-4. 職員の能力開発と人材育成の推進	21
第3章 健幸・子育て	22
3-1. 健幸都市づくりの推進	22
3-2. 保健・医療の充実と連携	24
3-3. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	26
3-4. 子育て支援の推進	28
3-5. 安心して産み育てやすい環境づくり	30
3-6. 障がい者福祉の充実	32
3-7. 安心して暮らせる地域づくり	34
第4章 地域経済	35
4-1. 農林業の振興	35
4-2. 地場産業の振興	37
4-3. 創業促進と産業の創出	39
4-4. 商業の振興	41
4-5. 観光の振興	42
4-6. 就労支援の充実と労働環境の整備	44
第5章 教育・文化	45
5-1. 人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進	45
5-2. 確かな学力を育む教育の推進	47
5-3. 子ども・若者の健全育成	49
5-4. 生涯学習の振興	51

5-5. スポーツの振興.....	53
5-6. 文化芸術の創造.....	55
5-7. 歴史的・文化的遺産の保護と活用.....	56
5-8. 国際交流・多文化共生の推進.....	57
第6章 都市基盤・生活基盤.....	58
6-1. 災害・減災対策の充実.....	58
6-2. 消防・救急体制の充実.....	60
6-3. 生活安全の向上.....	61
6-4. 計画的な土地利用の推進.....	63
6-5. 定住環境・公共交通の充実.....	64
6-6. 公園・緑地の整備.....	66
6-7. 道路の整備.....	67
6-8. 上下水道の整備.....	69
第7章 自然環境.....	70
7-1. 自然環境の保全.....	70
7-2. 快適な生活環境づくり.....	72
7-3. 環境にやさしいまちづくり.....	74

第Ⅲ編 基本計画

第1章 人権・市民参画

1-1. 人権尊重のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重や人権擁護に向けての取組が進んでいます。人権は、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくため各人が持っている固有の権利で、日本国憲法にも基本的人権として定められ、保障されているものです。

本市では、2000(平成12)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく総合的な人権教育・啓発のため、2010(平成22)年に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を定め、その理念を具現化するものとして、2011(平成23)年に「飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、その推進に取り組んできました。

しかしながら、2014(平成26)年度に実施した人権同和問題実態調査(以下「実態調査」という。)の分析結果では、一定の成果を示しつつも、全ての課題が解消されたことには至っていないことが明らかになっています。

また、私たちのまわりには、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権に関するさまざまな問題が存在し、社会環境や人の価値観の変化などに伴い、犯罪被害者や性的マイノリティー(少数者)への新たな人権問題も発生するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。このようなことから、人権教育及び啓発のより一層の充実を図り、市民一人ひとりの人権が大切にされる、人権尊重のまちづくりを積極的に推進していく必要があります。

さらに、就学前教育及び学校での人権学習のほか、家庭や地域においても、人権を大切にする、豊かなこころを育てていくことが重要なため、隣保館施設を中心に地区公民館も含めた啓発活動の充実が求められています。

そのような中、2016(平成28)年3月には、実態調査の結果を踏まえ、「第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

(2) 施策の方針

人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進し、市民一人ひとりの人権が真に尊重されるまちづくりを推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
人権同和教育・啓発の講演会等参加者数	人	10,783	13,000
人権同和教育・啓発講演会等の内容を理解している参加者の割合	%	69.2	90.0

(4) 施策を実現するための基本事業

① 人権教育・啓発の推進

学校や社会教育の場はもとより、あらゆる場、あらゆる機会を通じた人権教育及び啓発活動を推進するとともに、人権教育の指導者や地域指導者の育成に努めます。

② 人権尊重のまちづくりに向けた総合的な取組の推進

さまざまな人権問題に幅広く対応し、人権尊重の視点が反映されるよう、全庁的かつ総合的な人権施策を推進します。

また、実態調査で明らかになった健康で文化的な生活の実現に向けての生活環境改善や教育・就労の分野での残された課題の解決に向け、これまでの特別対策の成果を踏まえ、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、一般対策での積極的な実施に努めます。

③ 人権擁護施策の推進

個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・支援機能の充実を図るとともに、分野ごとの相談・支援体制の連携に努め、各種の相談機関や公的支援制度との連携・協力関係を図り、総合的かつ効果的な相談・支援に取り組んでいきます。

④ 隣保館運営事業

市内の会館及び人権啓発センターでは、福祉の向上や人権啓発を目的に市民交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、生活の相談事業や人権問題解決のため各種講座の開催、人権啓発活動事業、高齢者生活支援事業等を実施するとともに、広く市民への事業の周知に努めます。

⑤ 関係機関、団体等との連携体制の促進

国・県及び地域、学校、企業など、人権・同和問題に関する取組を実施している各種関係機関・団体等と連携し、推進体制の充実を図ります。

1-2. 男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくためには、男女がお互いの人権を尊重し、職場、学校、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

本市においても、2015(平成27)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担の考え方を否定する割合が前回調査に比べ多く、男女の意識は確実に変化しています。しかし、性別による固定的役割分担を否定する割合は女性に比べて男性の方が低い傾向は続いています。

また、男女共同参画についての各種事業を展開してきたにもかかわらず、関心度や認知度は前回調査に比べ低下しています。

このため、本市では、「男女共同参画社会」を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するうえで基本となる「飯塚市男女共同参画推進条例」及び「飯塚市男女共同参画プラン」に掲げる施策をより一層推進していく必要があります。

特に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、男女が共に対等な立場で責任や義務を担い、あらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」を確立するためには、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、女性の参画が少ない分野での積極的な登用や実効性のあるワーク・ライフ・バランス(※1)を推進していく必要があります。

また、男女の人権の尊重やあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女共同参画推進センターを拠点としたさまざまな活動を工夫しながら展開することが必要です。

(2) 施策の方針

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
市の目標審議会等(※2)女性委員の割合	%	31.3	40.0
地方自治法202条の3に基づく市の審議会等女性委員の割合	%	28.1	30.0
性別による固定的役割分担の考え方を否定する市民の割合	%	58.9	70.0

(※1)ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら多様な生き方が選択・実現できる状態。

(※2)目標審議会等：地方自治法202条の3に基づく審議会等と市民参画による審議会等を併せたもの。

(4) 施策を実現するための基本事業

① 男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりの気付きと社会生活での実践が不可欠であるため、「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画の視点が反映されるよう、全庁的かつ総合的な施策の推進を図ります。

② 女性活躍の推進

男女共同参画社会の実現に向けての人づくりと女性が活躍する社会づくりのため、市の審議会等に女性委員の積極的登用を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた企業などへの働きかけを行います。

③ 男女共同参画推進センターの積極的な活用

男女共同参画推進センターを市民の活動拠点とし、男女共同参画推進社会づくりに向けて、各種講座の開催、情報の収集・提供、活動団体の支援、相談事業の実施など総合的な施策の展開、充実を図ります。

④ 女性の人権の確立

社会の様々な場面や機会を捉えて、男女平等や女性に対する暴力防止など、女性の人権の確立に向けた啓発に取り組むとともに、相談事業の充実を図り、相談者の実情に応じた支援を行います。

1-3. 協働のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

地方分権の推進、少子高齢化、核家族化の進行や地域における連帯意識の希薄化など、社会環境が大きく変化する中、市民は多種・多様な価値観やニーズを持つようになっていきます。

また、本市においても自治会加入世帯の減少が課題となる一方、安全・安心な暮らしを守る地域コミュニティの役割の重要性がますます高まっています。

行政がこのような多様なニーズに対応するためには、市民、各種団体、NPO、事業者等との連携を図り、適切な役割分担のもと、様々なまちづくりの課題に的確に対応していく必要があります。

本市では、地域に根ざした具体的な事業や施策を推進する上で、市内12地区のまちづくり協議会が最も重要な役割を担っており、多様なまちづくりの一層の推進を図るためには、地区公民館をコミュニティセンター（仮称）化し活用するなど、その活動拠点の確立が求められています。

(2) 施策の方針

まちづくりの様々な場面において市民参画を促し、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政の協働による活力ある地域づくりを推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
地区公民館のコミュニティセンター(仮称)化	館	0	12
自治会加入率	%	62.0	72.0

(4) 施策を実現するための基本事業

① 協働のまちづくりの推進

あらゆる機会を通じて、「市民参画」、「協働」についての意識の高揚に努めるとともに、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政がそれぞれの役割・責務を明らかにしながら、共通の目的の下に対等な立場で相互に補完し合い、地域の課題解決を図ります。

また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、12地区まちづくり協議会の支援の強化に努めます。

② 自治会活動の支援

コミュニティの基盤となる自治会への加入促進に向けた取組を支援するとともに、先進的な取組についての情報提供等を行うなど、自治会活動を支援します。

③ 地域コミュニティ活動の拠点づくりの推進

12地区のまちづくり協議会の活動が充実・発展し、かつ市民が気軽に集える活動拠点として、地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化を推進します。

さらに、核となるまちづくりリーダーの存在は、活動のきっかけや活性化の契機となることから、人材育成やネットワークの構築に努めます。

1-4. 情報共有の推進

(1) 現状と課題

近年、インターネットをはじめとしたICTはめざましい進歩を遂げており、市民の生活や行政サービスのあり方が大きく変わろうとしています。

市民ニーズの多様化により、伝えるべき情報量が年々増加する中、高速通信網の利用可能地域の拡大とともに、情報発信力の強化や地域社会で安心して暮らせるよう、健康管理、医療、防犯・防災などへの活用を図るなど、地域の活力を支える情報・通信体制の整備が求められています。

一方では、市民が不利益を被ることのないよう、個人情報等を適切に管理することがますます重要となっています。

まちづくり活動への参加を促進するためには、行政の持つ情報を市民に的確に提供するとともに、市民意見を積極的に取り入れていくことが必要です。

(2) 施策の方針

市民がまちづくりに参画できるよう情報の共有化の推進を図るとともに、収集した情報の適切な管理と効果的な情報発信に努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
ホームページアクセス件数	件	4,300,022	5,400,000
市民意見募集1事案当たりの提言の件数	件	6	12

(4) 施策を実現するための基本事業

① 地域情報化計画の策定

「地域情報化基本計画」を策定し、情報化施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。

② 情報・通信基盤の充実

市内全域での高速通信網の早期整備を促進し、ネットワーク環境の整備とともに、ICTを効果的に利活用し、電子自治体の推進を図ります。

さらに、インターネットにより各種手続きや公共施設の予約などができるシステムを活用するなど市民の利便性向上に努めます。

③ 広報の充実

広報紙やホームページを通して市民への情報提供の充実を図るとともに、新たな手法を研究し、様々な手法を活用した情報発信に努めます。また、飯塚が誇る地域資源や強みを市内外へ情報発信を行い、市の魅力を積極的にPRしていきます。

④ 市民参画機会の充実

市民アンケート調査等により市民の声や地域の実情の把握に努めるとともに、市民と行政との情報のやりとりができる仕組みづくりを推進します。さらに、市民参画を進めるため、審議会等への参加を促進し、市民・団体等の意見を聴き取り、意見交換会の実施などに努め、政策形成に市民の意見を取り入れていきます。

⑤ 適切な情報管理の推進

公文書管理など行政内部の適切な情報管理に努めるとともに、市民の視点に立った情報の公開・公表、個人情報の適切な管理に努めます。

第2章 行政経営

2-1. 効果的・効率的な行政経営の推進

(1) 現状と課題

社会情勢の変化や、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ適切に対応するため、効果的で効率的な行政組織や情報化等による透明性の高い行政事務の確立など、市民にもわかりやすい行政経営が求められています。

これまでは、合併直後に生じていた財政収支バランスの不均衡により、財政健全化に主眼をおいた行財政改革に取り組んできましたが、今後は、少子高齢化社会への対応や地方分権時代における市民と行政の役割分担など、行財政の仕組みを含めた改革が求められています。

また、市民の生活圏が拡大する中、市民の生活満足度の向上を目指すためには、市の区域を超えた広がりの中で、多様なニーズに対応した行政サービスを提供することが必要であり、医療、福祉、市民生活等の分野や道路等の交通インフラの整備などにも広域で取り組む必要があります。

(2) 施策の方針

地方分権や多種・多様化する市民ニーズに適切に対応する柔軟かつ効果的・効率的な行政経営を推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
行財政改革単年度効果額	億円	4.2	11.3

(4) 施策を実現するための基本事業

① 効果的・効率的な行政経営の推進

効果的で効率的な組織体制の確立と施策や行政サービスの適切な改善、見直しを行い、選択と集中の視点で経営資源を配分していく行政経営を推進します。

また、PFI(※1)、指定管理者制度(※2)など民間活力の導入や民間委託などにより、市民サービスの向上と行政コストの削減を図ります。

② 情報システム整備の適正な推進

事業目的に沿ったシステム化の効果や成果に重点をおきながら、システム構築を進め、事務処理の高度化・効率化を図ります。

③ 広域行政の充実

定住自立圏形成に向けた取組を進めるなど、市域を越える行政課題に対し、近隣の地方公共団体と積極的に協力・連携することで、市民サービスの向上を図り、広域的視点に立った行政経営に努めます。

(※1) PFI: Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営などを行うにあたって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的で質の高いサービスを提供する手法。
 (※2) 指定管理者制度: 多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを目的とした制度。

2-2. 公共施設等の最適化と有効利活用

(1) 現状と課題

地方公共団体は厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少・高齢化等により公共インフラも含む公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、公共施設等の運営状況や利用実態並びに劣化の状態を的確に把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化(※1)などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

本市においても、公共施設等の市民1人当たり延べ床面積は、類似団体と比較して約1.8倍と多く、将来人口の減少率が全国と比較して早いスピードで進行すると推計されるなか、長期的視点に立って、将来の市民の負担とならないような公共施設等の維持管理、適正配置を計画的に行なう必要があります。

また、公共施設等として利用しない財産については、個々の状況に応じた有効利活用を行なう必要があります。

(2) 施策の方針

公共施設等の運営と総量の最適化を図るために、公共施設等の現状を可視化し、市民と情報を共有しながら、効率的・効果的な維持管理や適正配置を推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
公共建築物の延床面積	万㎡	70.0	65.5
未利用財産から利活用財産への転換面積	万㎡	1.5	15

(4) 施策を実現するための基本事業

① 公共施設の総合的管理の推進

公共施設等に関する広域的・長期的な視点での更新、統廃合、維持管理等の方針を定めた「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針(公共施設等総合管理計画)」に沿って、公共施設を計画的に維持管理、適正配置することにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等として利用しない跡地・跡施設や、空きスペースの有効利活用を検討するなど、総合的な管理を推進します。

② 未利用地等の有効利活用の推進

未利用財産について、利活用方針の明確化や売却等に必要な条件整備を図り、売却、貸付けなどを積極的に進めます。

(※1)長寿命化：公共施設や道路、上下水道等インフラ資産の適切な保全を行うことで、長期にわたり安全かつ快適に使用できるよう維持すること。

2-3. 財政の健全化

(1) 現状と課題

本市の財政状況は、行財政改革など効率的な財政運営に努めた結果、改善傾向にあります。歳入面では、合併算定替の終了に伴う地方交付税の減少や人口減少による市税の減少が予想されます。また、歳出面でも、医療及び子育て施策の充実や急速な高齢化の進展に伴い、社会保障関連経費が増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況になることが予測されます。

今後は、限られた財源を有効に活用するために、施策レベルでの選択と集中による事務事業の見直しを行い、優先順位を明確にして事業を実施する必要があります。

また、国・県の補助制度の効果的な活用と自主財源確保の取組を強化し、健全な財政運営を推進する必要があります。

(2) 施策の方針

適正な賦課・収納に努め、公平性を確保しつつ、市税収納率の向上を図るとともに、効率的な財政運営の推進により、財政の健全化を図ります。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
単年度収支(※1)	千円	△92,882	黒字
市税等滞納(未収金)総額の減額	千円	2,940,285	2,600,000

(4) 施策を実現するための基本事業

① 健全な財政運営の確立

依存財源については、国・県の補助制度の効果的な活用により計画的な確保を図ります。その上で、経常経費の節減、合理化を進め、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、健全な財政運営を推進します。

② 市税等自主財源の適切な確保

課税、納税体制の充実強化やふるさと応援寄付事業の促進を図るなど、自主財源の安定的な確保を図ります。

また、使用料・手数料などについては、公正・公平な受益者負担の原則に基づき、適正化に努めます。

(※1)単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

2-4. 職員の能力開発と人材育成の推進

(1) 現状と課題

少子高齢化や高度情報社会の到来など、行政を取り巻く社会経済環境の変化や行政に対する市民ニーズの高度化・多様化などにより、新たな行政課題が出現し、その内容も複雑化、多様化しています。

地方分権の進展に伴い、行政の権限と責任が拡大する中、職員一人ひとりがまちづくりのプロとして、多様化する市民ニーズや行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる能力の向上を図るなど、様々な行政課題に的確に対応し、組織を活性化させ、成果をあげていくための仕組みが求められています。

また、個々の職員の能力に対応した研修制度のさらなる推進を図り、より効果的な能力開発を行う必要があります。

このため、本市では、職員の能力向上に向けて、「飯塚市人材育成基本計画」に基づき、計画的な人材育成を進めるとともに、人事評価制度における評価結果を人材の育成や給与等など幅広く活用する取組を進めています。

(2) 施策の方針

質の高い住民サービスを提供し、多種・多様化する市民ニーズや行政課題に的確に応えられるよう、職員の能力向上に向けた取組を推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
人事評価結果が「B 評価」(※1)以上の職員割合	%	90.4	95.0
派遣研修受講率	%	17.0	20.0

(4) 施策を実現するための基本事業

① 職員の資質向上

実務と教養のバランスを重視し、自己の能力を最大限に生かして、様々な課題を解決できるような資質の向上を図るため、各種研修等を実施します。

② 人事評価制度の活用と適切な運用

人事評価制度を活用し、適切に運用することで、職員の人材育成や能力開発に努めます。

(※1)人事評価結果「B 評価」: 人事評価の総合評価結果は、業績評価(職務を遂行するに当たり挙げた業績の評価)と能力評価(職務上発揮することが求められる能力)に基づいた評価であり、S-A-B-C-Dの5段階評価で表すこととしている。このうち「B 評価」は、担当職務の現状を維持でき、公務員として自律的に基本的な行動ができるレベルである。

第3章 健幸・子育て

3-1. 健幸都市づくりの推進

(1) 現状と課題

本市では、「すべての人が健康で いきいきと 笑顔で暮らせるまち」を目指し、自主的な健康づくり活動を促進するため、健康づくり事業や誰もが利用できるウォーキングコースの整備などを行い、健康で幸せに暮らすことができる「健幸都市づくり」を進めています。

さらに、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導、体力づくりの指導、食育の推進などの諸事業を各関係団体や医療機関の連携のもと実施しています。

このうち、中心拠点として整備した健幸プラザや、各地区の健康づくり拠点施設である庄内保健福祉総合センターハーモニー、筑穂保健福祉総合センター、穂波福祉総合センター、飯塚第一体育館、健康の森公園多目的施設やウォーキング拠点などを活用し、健幸づくりの定着を目指しています。

しかし、各施設においては、施設の利用日、利用時間の拡大に伴う指導員の不足や駐車場不足、設備の老朽化が問題となっていることから、今後の市民の健康づくりに係るニーズを把握して補いながら、超高齢社会における健康づくりのあり方を検討する必要があります。

また、市民の自発的な行動、食育における地産地消の更なる推進が求められていることから、市民の健康づくりを推進するため、市内 12 地区のまちづくり協議会と協力・連携し、各地区での健康づくりや運動イベントを主体的に運営していくことができるように、また、地域コミュニティ活性化の担い手となる人材の育成を推進する必要があります。

(2) 施策の方針

市民のライフステージに合わせた心と体の健康づくりを進め「健幸都市づくり」を推進します。

③ 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
健康寿命(※1)の延伸 (平均寿命(※2)と健康寿命の差)	年	男性 1.46 年・女性 3.21 年 (平均寿命)男性 80.47 歳・女性 86.24 歳 (健康寿命)男性 79.01 歳・女性 83.03 歳 (2014(平成 26)年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
一人あたり医療費	%	国民健康保険 385,292 円 後期高齢者医療 1,122,115 円 (2015(平成 27)年度)	国民健康保険 平均伸び率:2.27%以下 後期高齢者医療 平均伸び率:0.84%以下
「健幸都市いづか」関連事業 参加者数(延べ人数)	人	33,947	71,000

(※1)健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間。

(※2)平均寿命：0 歳児の平均余命。

注 1：健康寿命及び平均寿命は、平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による「健康寿命の算定プログラム」に準拠し、介護保険の介護情報等を基礎情報として算出。

(4) 施策を実現するための基本事業

① 健幸都市づくりの推進

日常生活に密着した健康相談や健康教室の場、各種保健サービスの提供など、健康づくりの取組を推進するとともに、健康に対する市民への啓発に努め、健幸都市づくりを推進します。

また、まちづくり協議会をはじめ、地域活動及び日常生活の中での健幸づくりの定着を図ります。

② 食育の推進

市民の心身の健康増進と豊かな人間性を育むため、栄養相談及び栄養指導の充実や食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供に努めるとともに、家庭、地域、学校、生産者や食生活改善推進会などの各種団体と連携し、食の重要性の認識や食育の周知啓発、地産地消の一体的推進を図ります。

③ 健康づくり拠点施設の整備と活用

市民の健康維持増進を図るため、拠点施設の有効活用を進めるとともに、老朽化した施設については、統廃合等も視野に入れて改修等を図るなど環境整備に努めます。

3-2. 保健・医療の充実と連携

(1) 現状と課題

本市には、飯塚市立病院をはじめ、病院 13 施設、一般診療所 132 施設、歯科診療所 77 施設（2016（平成 28）年 3 月末現在）医療機関があります。市立病院は、飯塚病院や済生会飯塚嘉穂病院とならび地域の中核的医療機関として市民に対し、安全・安心な医療を提供していく必要があります。

本市における休日・夜間等の救急医療体制については、一次救急医療である飯塚急患センターの設置や在宅当番医制の実施、二次救急医療としての病院群輪番制を実施し、三次救急医療として救命救急センターを設置しています。中でも、一次救急医療として本市が設置している飯塚急患センターでは、これまでの休日等夜間の診療に加え、平日夜間の診療を実施し更なる救急医療サービスの提供を図っていますが、今後は、各医療機関の役割を明確化し、更なる連携を図りながら、本市も含めた広域全体において、質の高い医療を提供していく必要があります。

また、市民一人ひとりが健やかに暮らし、活力ある社会を創造するためには、病気にかからない予防医療が重要です。近年、日本人の生活習慣の変化や高齢化の進展により、糖尿病等の生活習慣病の予備群が増加し、また、生活習慣病を原因とする死亡者は全体の約 3 分の 1 にものぼると推計されており、医療費が増大する要因となっています。生活習慣病は、若い時からの生活習慣を改善することで、その予防、重症化や合併症を避けることができると考えられており、生活習慣を見直すための特定健康診査の実施や、生活習慣の改善に向けたサポート（特定保健指導）の充実が求められています。

(2) 施策の方針

市民自らが、自分の健康に関心を持つとともに、質の高い適切な医療サービスの提供など、医療体制の充実と各種事業への取組を推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
特定健診受診率及び特定保健指導率	%	特定健診受診率: 47.3 特定保健指導率: 79.6 (2013(平成 25)～ 2015(平成 27)年度平均)	特定健診受診率: 60.0 特定保健指導率: 80.0
市立病院の救急車受入件数	件	1,706	2,000
急患センターの 1 日平均患者数	人	5.5	21

(4) 施策を実現するための基本事業

① 医療機関相互の連携強化

市立病院においては、医師の確保等、医療スタッフの充実に努め、引き続き質の高い医療を提供していきます。また、様々な症状の救急患者に対応すべく各医療機関が連携を図り、市民の命を守るための事業展開を図ります。

② 保健・医療の連携した取組の充実

健康管理、健康相談、健康診査、訪問指導の充実を図り、生活習慣を改善できるよう各種保健事業を推進します。

また、市民自らが健康状態を自覚し、生活習慣の改善や疾病予防につなげるため、若年者健康診査、特定健康診査、がん検診の普及啓発に努めることにより健康状態及び健康意識の向上を図ります。

3-3. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

(1) 現状と課題

我が国では、「団塊の世代」の高齢化の進捗により、65歳以上の高齢者人口は、2025(平成37)年度には、3,657万人となり、2042(平成54)年度には、ピーク(3,878万人)を迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加することが予想され、さらに国民の医療や介護の需要が増加することが見込まれています。

全国的に高齢化が進行する中、国では、2025(平成37)年を目途に高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム(※1)の構築を推進しています。本市の高齢者人口も増加を続けており、国勢調査によれば、高齢化率は2015(平成27)年10月現在、全国平均の26.6%を上回る29.1%に達しています。

このような状況の中、本市においても、地域包括支援センター(※2)の機能強化をはじめ、在宅医療・介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連施策を推進しており、今後とも、更なる高齢化に対応するため、地域包括ケアの取組をより充実・強化する必要があります。

また、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の適正な給付管理を行うとともに、高齢者が必要なサービスを適切に受けられるよう、施設、在宅両面での福祉サービスの充実をはじめ、ボランティア等民間活力の活用、人材の確保に努めるなど、地域における人権尊重の視点に立った適正な施設運営や高齢者支援施策の総合的、一体的な推進を図る必要があります。

(2) 施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の充実に努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
地域包括支援センターの設置数	箇所	1	10
認知症サポーター数	人	7,954	18,000

(4) 施策を実現するための基本事業

① 高齢者を支える体制づくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、地域包括ケアの推進に必要な地域ネットワークの拠点となる地域包括支援センターの機能強化を進め、関係団体や地域と密接に連携した体制づくりを図ります。

(※1) 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

(※2) 地域包括支援センター：介護保険法に基づいて地域に設置する施設で、介護予防の推進や高齢者の保健・福祉・介護等に関する総合相談・支援を行う機関。

② 介護保険事業の充実

高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や家庭での生活を継続し、その能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めるとともに、在宅での生活が困難な重度の要介護者に対応するため、必要な基盤整備を図ります。

また、介護保険制度の安定的な運営を確保するため、公平・公正な要介護認定や保険財政の健全経営などを推進し、介護保険制度への理解を高めるため、広報や相談窓口の充実、給付の適正化等に取り組み、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

③ 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

元気な高齢者がより自分らしく住み慣れた地域で生活できるよう、老人クラブやシルバー人材センター、社会福祉協議会等の関係機関との連携により、地域のさまざまな活動の担い手として活躍できる仕組みや環境をつくり、高齢者の地域貢献活動や就労支援など、高齢者の社会参加の促進に取り組みます。

また、高齢者の生きがいや介護予防につながる取組として、住民主体による地域での福祉活動の充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

④ 高齢者の人権擁護の推進

高齢化の進展による一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の財産をめぐるトラブルや高齢者虐待、悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害の問題など、高齢者の権利に係る問題が全国的に深刻化しています。

本市においても、全国的な傾向と同様であることから、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関と連携を取りながら、成年後見制度の活用をはじめとする権利擁護対策を進め、その問題解決に取り組みます。

3-4. 子育て支援の推進

(1) 現状と課題

子どもを取り巻く環境は、就労環境の変化をはじめ、核家族化や共働き家庭の増加により大きく変化し、また、近年、地域のつながりの希薄化により連帯意識が薄れ、子育て中の保護者が孤立し、子育ての不安や負担が大きくなっています。

さらに、子どもに対する虐待、ひとり親家庭の増加や雇用状況の悪化による子どもの貧困が社会問題になっています。

こうした状況の中で、乳幼児・児童が健やかに成長していくためには、保護者への経済的な支援も含め、子育て支援策の果たす役割がますます重要になっています。

今後、地域とのつながりの中で安心して子どもを産み育て、男女が共に子育てに伴う誇りや喜びを実感できるよう、社会全体で支援していくことが必要となっています。

(2) 施策の方針

地域とのつながりの中で男女がともに子どもの成長や子育てに伴う喜びを実感できるよう、全ての子ども・子育て家庭への子育て支援や経済的支援に努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
合計特殊出生率(※1)	人	1.72 (2014(平成 26)年)	1.76
子育てしやすいまちと評価する人の割合	%	41.0 (2013(平成 25)年)	60.0
乳児健診受診率	%	95.8	96.0
母子及び児童等相談件数	件	385	450

(4) 施策を実現するための基本事業

① 子育て支援の推進

地域での子育てに関する情報提供の強化、子育てに関する意識啓発を図るとともに、家庭における子育ての悩みに対応できるよう相談体制の充実を図ります。また、子ども医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的な負担を軽減するなど、子育てにかかる経済的支援に努めます。

② 妊娠・出産・子育ての一貫した支援の充実

妊娠・出産・子育てについて、関係機関と連携した相談支援体制の整備、産前産後の支援、子どもの成長記録の活用を図りながら、一人ひとりの成長や状況に応じた切れ目ない支援の充実に努めます。

また、乳幼児健康診査未受診者に対しては、乳幼児虐待の予防及び早期発見等につなげるため受診勧奨を実施し、家庭訪問等による状況の把握など、未受診者対策に努めます。

母子保健事業については、妊婦健診や子どもの心の健康、育児不安の軽減、ハイリスク家庭の早期発見・早期対応など状況に応じた支援の充実に努めます。

(※1) 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、一人の女性が生涯に産む子どもの数。

③ 児童虐待等の防止

児童虐待の防止、早期発見・対応に向け、地域関係機関の連携と情報共有を引き続き進めるとともに、相談体制の強化を図ります。

④ ひとり親家庭への支援

就学前の教育・保育及び就学児の児童クラブ利用に際しての配慮をはじめ、就業支援や子育て・生活支援等により、ひとり親家庭の総合的な支援に取り組みます。

⑤ 子育て支援センターの運営

乳幼児親子の交流の場の中心拠点である街なか子育てひろばをはじめ、各地域の子育て支援センターにおいて、子育てについての相談、情報提供等、子育て世帯に対する支援の充実に努めます。

⑥ 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

疾病や仕事等保護者の緊急な事態により、家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児に対し、保育所、乳児院等での一時預かり事業等、子育て世帯の状況に応じた支援策の充実に努めます。

⑦ 婚活支援

未婚男女の出会いのきっかけをつくるなど、結婚を希望する若者の婚活支援を通じて、定住化・少子化対策に取り組みます。

3-5. 安心して産み育てやすい環境づくり

(1) 現状と課題

少子化の進展等により幼稚園就園児は定員を下回る状況が続いていましたが、2009(平成21)年度以降は徐々に増加傾向にあるものの、市内の幼稚園は定員の約70%程度で推移しており、地域的な偏りも見られます。

また、2015(平成27)年度からの「子ども・子育て支援法」施行に併せて、市内の保育施設の定員増を図ったものの、なお、保育の利用ニーズは受入れ可能数を上回っており、共働きを希望する世帯の増加に伴う保育ニーズの急激な高まりによる保育施設の供給不足が生じています。

さらに、近年全国的な問題となっている保育士不足による待機児童(※1)の増加問題や、共働きや核家族世帯の増加に伴い、延長保育や休日保育、病児保育などとともに、放課後児童クラブに対するニーズも高まりをみせています。今後は、「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育士の確保、教育・保育サービスの充実や放課後児童クラブを中心とした子ども・子育て支援事業の推進が求められています。

(2) 施策の方針

保育施設の定員増や放課後児童クラブの利用児童の定員確保を図りながら、子ども一人ひとりの発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育てサービスの充実に努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
支給認定を受けた未利用児童数(※2)	人	116	0
放課後児童クラブ入所者数	人	1,837	2,101

(4) 施策を実現するための基本事業

① 就学前の教育・保育施設の整備と保育環境の充実

幼稚園の認定こども園への移行や認可保育所の分園などの施設整備を進め、供給不足が解消できるように努めます。また、障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの教育・保育環境の確保に努めます。

② 保育士の確保

支給認定を受けた未利用者解消の実現に向け、保育士の確保を図るために、処遇の改善や働きやすい環境の整備に努めます。

(※1)待機児童：保育所、認定こども園を利用する際に市に申請し、利用の認定を受けつつも未利用となっている児童のうち、利用可能な施設があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している者を除いた児童の数。

(※2)支給認定を受けた未利用児童数：保育所、認定こども園を利用する際に市に申請し、利用の認定を受けつつも未利用となっている人数。

③ 放課後児童クラブの充実

利用児童数増に対応するための施設整備に努めるとともに、受入れ態勢の充実を図ります。また、放課後子ども総合プラン導入により、放課後子ども教室と一体的となった事業を全児童クラブで展開していきます。

3-6. 障がい者福祉の充実

(1) 現状と課題

2011(平成23)年8月に「障害者基本法」が改正施行され、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指すこととされています。また、2013(平成25)年9月には、「第3次障害者基本計画」が公表され、障がい者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために、障がい者の自己決定の尊重、当事者本位の総合的な支援、障がい特性に配慮した支援などの視点をもって、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的方向が定められたところです。

さらに、この方向性に基づく取組を社会全体で具体化するため、2016(平成28)年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

本市においても、法律と国の基本計画に示された理念を踏まえ、障がい者福祉施策の総合的・計画的な推進に取り組む必要があります。

また、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる地域社会づくりが求められています。

(2) 施策の方針

「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」を目指し、障がい者に関する正しい理解の促進、障がい福祉サービスの充実及び自立支援や社会参加の促進に努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
グループホーム居住の自立支援対象者数	人	197	350
手話奉仕者養成講座基礎課程修了者数	人	20	255

(4) 施策を実現するための基本事業

① 障がい者に関する理解促進のための啓発

市民一人ひとりが、ともに地域で暮らす障がい者を正しく理解し、接することができるように様々な機会を通じて障がい者に関する理解促進のための広報・啓発を行い、「心のバリアフリー(※1)」をすすめていきます。

② 障がい者の権利擁護の推進

障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現を目指そうとする活動を制限したり、社会への参加が制約されることがないように、障がいを理由とする差別の解消や命の尊厳、障がい者虐待の防止など、障がい者の権利を守るための方策を推進します。

(※1)バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが生活していく上で障壁となる段差など、物理的な障壁の除去をいう。より広義に、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

③ 障がい者の自立と社会参加促進に係る支援の強化

障がい者が自らの選択によって、就労や余暇活動など、あらゆる社会活動に積極的に参加できるよう地域や企業、学校等の関係機関や団体と協働しながら、各種サービス提供体制の充実及び社会参加促進への支援の強化に努めます。

④ バリアフリーのまちづくりの推進

障がい者が安心して生活できるための建築物・道路・公共交通機関等のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン(※1)に基づいてすべての人が利用しやすい環境整備に努めます。

(※1)ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方。

3-7. 安心して暮らせる地域づくり

(1) 現状と課題

我が国では未婚化や晩婚化、社会経済情勢の変化等により出生数が減少する一方、医療技術の発達などによって平均寿命は伸び、少子高齢化が進行しています。また、個人の価値観や生活様式の多様化により、家族間や地域住民相互のつながりが希薄化する傾向にあります。

このような地域社会における環境の変化の中で、地域住民がお互いに助け合い、安心して生活ができるまちづくりを目指して、市民が様々な場面で社会参加ができるような事業の展開やボランティアによる福祉ネットワークの充実が求められています。

一方、生活保護制度は、生活困窮者に対し公的な扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度であり、2016(平成 28)年 7 月末時点の保護率(※1)は、全国 16.9%(※2)、福岡県 25.4%、飯塚市 48.2%で、県下の市では 3 番目に高い割合となっています。

社会や経済環境の変化に対応できる体制づくりを進め、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと把握・認識し、誰もが社会を構成する一員として尊重されながら、お互いに助け合うことのできる地域社会を創っていく必要があります。

(2) 施策の方針

地域において互いに助け合う地域福祉活動を通して、人権が尊重され、誰もが必要なサービスが受けられ、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
地域福祉の担い手数	人	9,700	20,500
校区(地区)社会福祉協議会における地域福祉活動計画策定支援地区数	地区	0	18

(4) 施策を実現するための基本事業

① 保健・医療・福祉の連携による地域福祉の充実

市民がさまざまな場面で協働できる事業展開、ボランティアによる福祉ネットワークの充実を図るため、活動拠点の充実、人材の育成、市民が主体的に参加できる活動体制づくりに努めます。

安心して暮らせる地域社会を一緒につくるため、より多くの市民が参加し、多様なボランティア活動が積極的に展開できるよう、地域や団体活動の支援に努めます。

② 安心できるセーフティーネット(※2)の強化

生活保護世帯や生活困窮者の実情に応じた支援を行うため、生活困窮者自立相談支援事業の活用や関係機関との連携を強化しながら、最後のセーフティーネットとしての生活保護の適正な実施と早期の自立支援に取り組みます。

(※1)保護率：人口に占める被保護人員(生活保護を受給している人)の割合。千分率で表示される。

(※2)%：1000分の幾つかであるかを表す語。1%(パーミル)は1000分の1。

(※3)セーフティーネット：安全網。網の目のように救済策を張ることで、様々なリスクから個人を救済するためのシステム。

第4章 地域経済

4-1. 農林業の振興

(1) 現状と課題

本市には農林業の振興を図るうえで必要な豊かな自然や農地がありますが、就農者の高齢化、後継者・担い手不足などにより、耕作放棄地が増える一方で、経営耕作面積、農家戸数、農業就業人口はいずれも大きく減少しています。

こうした中、地域農業を維持・発展するためには、農地の集落営農(※1)組織等への集積による規模拡大や生産活動の効率化、認定農業者(※2)や青年等新規就農者、農事組合法人などの多様な担い手の育成・確保、農業農村の多面的機能の維持などに対して支援を行うとともに、有害鳥獣の捕獲駆除への対応により、農作物の被害防止を図る必要があります。

林業においては、長期にわたる林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷などにより依然として厳しい状況にあり、このため、森林の適切な整備が行われない箇所もみられるなど、森林の有する多面的機能への影響も懸念されることから、森林の整備と保全を図ることが課題となっています。

(2) 施策の方針

多様な担い手の育成・確保、農地集積の推進、農地や森林の多面的機能維持と活用への支援を促進し、農林業の活性化を図ります。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
担い手農家への農地集積率(※3)	%	26.6	45.0
集落営農組織及び農事組合法人数	組織	15	20
日本型直接支払制度取組組織数(※4)	組織	74	85
森林経営計画作成件数(※5)	件	9	20

(4) 施策を実現するための基本事業

① 多様な担い手の育成・支援

関係機関等と連携し、営農相談や指導活動、新規就農支援を行うとともに、地域での集落営農組織や農事組合法人の設立や運営を支援することで、持続可能な経営安定体制の確立を図ります。

(※1)集落営農：集落等地域的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。

(※2)認定農業者：効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者で、自ら作成する農業経営改善計画(5年後の目標)を市町村に提出し、認定された者をいう。認定されると経営改善の支援を受けることができる。

(※3)担い手農家への農地集積率：農地面積に占める担い手農家(認定農業者・青年等新規就農者・営農組織・農事組合等の法人)が経営する農地割合。

(※4)日本型直接支払制度取組組織数：農業の持つ多面的機能(防災、環境保全、景観形成など)の維持・発揮のため行われる農業施設の清掃・修繕や営農活動に対する支援制度に取り組む組織数。

(※5)森林経営計画作成件数：森林所有者等が作成する一体的なまとまりのある森林を対象とする「森林の施業及び保護に関する計画」の作成件数。

② 農地や森林の多面的機能の維持

農地、森林の多面的機能の維持を図るため、それを担う地域活動を支援する制度の活用と農業生産活動の持続、環境保全に効果の高い営農への支援を推進します。

③ 担い手農家への農地集積

農地情報のシステム整備を推進するとともに、農業の生産性を高め競争力を強化するために、農地中間管理事業などの制度を活用しながら、担い手への農地集積と集約化を推進します。

④ 農業者の所得向上と ICT 農業の推進

農業者の所得向上を図るため、需要に応じた生産誘導、戦略作物の生産振興、6次産業化(※1)の推進などをJA等の関係団体と連携して取り組みます。また、生産性の向上・効率化や生産力の向上を目指して、産学官連携のもとで、ICT技術を活用する農業機械自動化や生産管理等による営農活動を推進していきます。

⑤ ブランド化による農産品消費の拡大

地域の伝統的な農業や文化、景観を守り、日本農業遺産制度などによる認定を受ける取組を行うことで、農産品のブランド化と消費拡大を図って、農業の安定経営を確立します。

⑥ 有害鳥獣駆除対策

持続可能な安定した農業経営を図るため、農地や農産物に深刻な被害を与える有害鳥獣の駆除等の対策を講じていきます。

⑦ 耕作放棄地対策

農地法に基づく農地等の利用の最適化を踏まえ、遊休農地(※2)の実態把握に努め、耕作放棄地の発生及び解消に向けた取組を推進します。

(※1)6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

(※2)遊休農地：農地法第32条第1項各号のいずれかに該当するもので、「現に耕作の目的で利用されておらず、かつ、引き続き耕作の目的で利用されないと見込まれる農地（第1号）」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地（第2号）」。

4-2. 地場産業の振興

(1) 現状と課題

グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化に伴う国内市場規模の縮小など、中小企業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況下で、現在まで本市の経済を担ってきた市内中小企業は、雇用の創出、消費の活性化、市税の増加等、地域経済において重要な役割を担っています。

中小企業の振興を図り、雇用を創出することが持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成にとって重要となります。

製造業、ヘルスケア(※1)等の成長産業、情報・研究開発系企業等の誘致や市内企業の定着を図るとともに、経営基盤の強化、新たな事業展開、地域資源の活用などを促進し、国、県、関係団体と連携・協力し、中小企業の支援、競争力の強化、人材育成等を図ることが必要です。

また、飯塚オートレース場は、2015(平成27)年度から包括的民間委託を実施しており、民間活力を有効活用した新たな市場拡大が求められています。

(2) 施策の方針

経営環境等の変化に対応できるよう、地場産業の振興を図り、地域経済全体の活性化に取り組みます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
市内新規雇用創出人数	人	92	延 623
企業誘致等支援数(新設・移設・増設)	社	7	延 41

④ 施策を実現するための基本事業

① 企業誘致の促進等

既存工業団地の未分譲地、民有地等の未利用地の活用、官民含めた工業用用地の調査や検討を行い、誘致企業等への支援施策の充実等により、県と連携しながら、雇用創出効果のある企業の誘致を推進するとともに市内企業の定着を図ります。

② 販路拡大の促進

優れた商品(製品、技術、サービス)を開発し、販路開拓に取り組む中小企業を支援することにより、企業競争力の向上などにより地場産業の振興を図ります。

③ 経営者及び後継者育成のための支援

各種セミナーや研修会、交流会等を通じて、地場企業の経営者、後継者の育成等に関する支援を商工関係団体との連携により推進します。

(※1)ヘルスケア：健康の維持や増進のための行為や健康管理。

④ 企業間連携等の促進

企業間ネットワーク（技術協力、相互取引、情報交換等）を活性化するため、産業団体等との協力の下、企業間連携や異業種交流の機会提供を図ります。

⑤ 人材と情報の集積

市内の3大学及び市内在住の大学生に地域企業の魅力を伝え、交流促進の機会を創出することで、優秀な人材の地域定着と地域企業の人材確保を支援し、地域経済の活性化を図ります。

また、国・県等も含めた産業振興施策の情報等を収集し、市内企業に発信するとともに、市内企業の情報を内外に広く発信し、新たなビジネスマッチング等を促進します。

⑥ 公営競技事業(オートレース)の円滑な運営

民間活力を有効活用しながら効率的運営と経営健全化を推進するとともに、専用場外発売所の拡充や訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘客等、国内外に目を向けた新たな市場拡大を図ります。

4-3. 創業促進と産業の創出

(1) 現状と課題

本市においては、「e-ZUKAトライバレー構想」第1ステージ(2003(平成15)年～2007(平成19)年)において、市内大学の人材並びに知的資産を活用し、各種施策により、IT関連等のベンチャー企業(※1)の集積を図ってきました。

その後の長引く不況の中、景気は急速に失速し、創業や企業の新たな技術開発等の投資意欲も長く停滞したままの状況にありましたが、徐々に雇用情勢、景気回復等の兆しが見えてきたところです。

本市経済において、新規創業や地域企業の技術開発等による新たな産業の創出は、地域の雇用を創出し、地域経済を活性化させ、地域企業の競争力向上に資する効果は大きく、市内経済の発展にとって重要な施策です。

本市は、理工系大学をはじめとする3つの大学に加え、産業支援機関等が立地するポテンシャル(※2)を有しており、この産学官連携による創業人材の育成・支援、市外からのベンチャー企業の集積、新技術・新製品・新サービスの創出により、起業力・企業力の向上等を図り、人材・情報・技術・企業の集積が期待されています。

(2) 施策の方針

創業支援、地域企業のイノベーション(※3)促進のためニーズに応じた支援を行い、地域の起業力・企業力の向上を図ります。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
プロジェクト創出件数	件	10	延110
インキュベーション支援事業を活用した創業件数及びインキュベーション(※4)施設等入居件数	件	5	延57

(4) 施策を実現するための基本事業

① 産学官交流の充実

地域の産学官関係者の定期的な交流の場となる「産学官交流研究会(ニーズ会)」等を開催し、有識者と参加者との積極的な情報交換や交流を通じて、顔の見えるネットワーク形成を促進します。

② 新規事業参入・事業拡大の支援

新技術・新製品の研究開発、実用化・高度化に取り組む中小企業やベンチャー企業の技術開発力の向上と製品の高付加価値化を支援し、地域産業の振興を図ります。また、医療・健康分野をはじめとした成長分野において、企業の事業領域の拡大、受注拡大・新規参入に向けた取組に対する支援の充実を図ります。

(※1)ベンチャー企業：企業家精神に富み、新たな商品やサービスの開発といった創造的な事業活動に取り組む中小企業。

(※2)ポテンシャル：潜在的な力。可能性としての力。

(※3)イノベーション：生産技術の革新・新機軸だけでなく、新商品の導入、新市場・新資源の開拓、新しい経営組織の形成等を含む概念。

(※4)インキュベーション：創業間もない企業や新事業に取り組む企業にオフィス等の事業スペースと経営相談等のサービスを一体的に提供し、成長を支援すること。

③ 創業の支援

学生・主婦等の創業予備軍や市内外の起業家への情報提供等により、潜在的創業希望者の底上げを図るとともに、「創業支援事業計画」等に基づき、起業を目指す人、創業間もないベンチャー企業、研究開発型企业に対して、インキュベーション施設の提供や使用料の助成等、各種支援を実施します。

④ 大学等の支援

地域の貴重な知的資産である市内3大学（近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学、九州工業大学情報工学部）や研究機関等に対する各種支援と産学連携プロジェクトを推進します。

4-4. 商業の振興

(1) 現状と課題

消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化、大型商業施設の郊外立地、事業主の高齢化や後継者不足などにより、市内各地域における商業機能の低下が加速しており、地域商業者や商店街団体等を取り巻く環境は厳しい状況が続き、商店業者の個店数や売上額が減少しています。

こうした中、商工会議所や商工会などの関係団体との連携のもと、地域特性を生かした商業の振興を図るため、空き店舗対策や回遊性の向上、集客力を高めるソフト事業等を推進することが必要となっています。

また、個店の経営強化として、人材育成、個店の魅力向上、情報発信の強化などを支援することにより、まちのにぎわいを創出し、商業の活性化につなげていくことが必要です。

(2) 施策の方針

商工団体と連携等に取り組み、経営基盤の強化に向けた支援を行うことにより、地域商業の経営安定化と地域経済循環の向上を推進し、商業の活性化を図ります。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
市内卸・小売業者年間販売額	億円	2,291 (2014(平成 26)年度)	基準値以上
市内卸・小売事業所数	所	1,371	基準値以上

(4) 施策を実現するための基本事業

① 魅力ある商店街づくりの推進

空き店舗対策や商店の経営診断、経営指導等による経営安定の支援、各種イベントの開催による商店街のにぎわい創出を図ります。また、中心市街地内に一体的に整備した医療関連施設、健康増進施設、住居等の都市施設を生かした街なか居住を促進することにより、幅広い世代が魅力を感じることができる商店街づくりを支援します。

② 個店の経営力強化

地域商業の経営安定化と地域経済の好循環の拡大を推進するため、個店の経営診断、経営指導等による経営力強化を支援します。

③ 商業活性化の一体的推進

商工団体、商店街、民間事業者等と連携し、商業活性化事業の一体的な推進に努めます。

4-5. 観光の振興

(1) 現状と課題

観光ニーズの多様化により、「見る」「遊ぶ」だけの観光から、「目的」指向が広がり、観光地にはより地域性の高い特色や個性が求められています。

こうした中、全国的に誇れる自然や歴史だけでなく、地域の個性あふれる文化や街並み、特産品、伝統行事、あるいは各種体験型プログラムなど、地域固有の観光資源を活用した観光地づくりが求められています。

本市においては、「飯塚市観光振興基本計画」に基づき、飯塚観光協会を観光プラットフォーム（観光拠点）として位置づけ、「旧伊藤伝右衛門邸」「嘉穂劇場」「長崎街道 内野宿・飯塚宿」「旧松喜醬油屋」「飯塚オートレース場」「サンビレッジ茜」等の歴史文化遺産をはじめとする多様な地域資源をテーマ・ターゲットとした域内周遊ルートの整備を行うとともに、新たな観光資源の発掘を行う必要があります。

更に、自治体の枠を越えた広域的ネットワークを構築し、観光ルート開発を行うことにより、近年増加する訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘客等も見据え、観光資源や観光ルート等に関する情報を国内外に向けて発信していくことが必要です。

(2) 施策の方針

飯塚観光協会を中心とした観光プラットフォームの構築や広域連携の形成による観光資源の活性化を推進するとともに、他産業との連携による新たな観光資源の開発など観光振興に努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
観光客消費額	億円	57.6 (2014(平成 26)年度)	95.0
観光入込客数	万人	216.8 (2014(平成 26)年度)	355.0
観光ルート件数	件	11	30

(4) 施策を実現するための基本事業

① 新たな広域的観光ルートの整備

歴史文化遺産をはじめとする多様な地域資源を基点として位置づけ、長崎街道を中心とした「まち歩き」等をキーワードとした観光ルートを提案し、観光地としてのブランド化に努めるとともに、近隣市町と連携し、広域的な観光ルートの整備に努めます。

② 観光まちづくりの実践

ボランティアガイドの育成をはじめ、セミナー等を開催し、市民に「おもてなし意識」の浸透を図り、観光地としての受入れ体制を整備することにより、市民が郷土に誇りを持ち、来訪者が何度でも訪れたいくなる活力ある観光まちづくりを目指します。

③ 特産品を生かした観光資源の開拓

銘菓発祥の地という利点を生かし、観光素材にマッチした商品の共同開発を促進していくとともに、地元食材を使った郷土料理を開発するなど既存の物産品の掘り起こしを行い、販売ルートや販売方法を見直し、観光と物産の両輪での集客を目指します。

④ 情報発信の強化

新しい観光資源の開発等に努めるとともに、観光ガイドマップ、観光パンフレット等のPR資料を用いた国内外への情報発信を行います。

4-6. 就労支援の充実と労働環境の整備

(1) 現状と課題

人口減少社会が到来し、出生数の減少に伴う若年労働力の減少などにより、地域経済の縮小が懸念されています。特に、若年層の非正規雇用比率が上昇するなど、若年層の就職環境は依然として厳しい状況が続いています。

現在の就職支援に関する取組は、求職者の就業意識や労働能力を高め、就業へと結びつけることに重点がおかれていますが、支援が届かない求職者がいまだ多く、今後も就業支援対策の強化・拡充が重要となっています。

また、労働力人口の減少に伴い、女性や高齢者の労働力の活用が求められる中、子育てや介護により労働時間に制約が生じるなど、勤労者の多様な就業形態に対する支援が必要となっています。

このため、若者をはじめ、女性、高齢者、障がい者、外国人など、様々な人材の多様性を生かした雇用の確保とそれぞれの能力に応じた働きやすい環境づくりを推進する必要があります。

(2) 施策の方針

若者をはじめ、女性、高齢者、障がい者、外国人など、あらゆる人たちが安定して働ける就労支援と労働環境の整備を図ります。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
若者仕事サポートセンター筑豊ランチ相談者数	人	560	670
若者仕事サポートセンター筑豊ランチ就職者数	人	44	55

(4) 施策を実現するための基本事業

① 就労支援の充実

若者をはじめ、女性、高齢者、障がい者、外国人など、人材の多様なニーズに合わせた情報提供や求人企業とのマッチングなどの就労支援による雇用確保を推進します。

② 労働環境の整備の推進

性別、年齢、国籍などによる労働条件の格差解消をはじめ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るため、国、県や関係機関と連携し、すべての働く人の人権が尊重され、安心して働くことができる労働環境の整備を推進します。

第5章 教育・文化

5-1. 人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

(1) 現状と課題

小学生・中学生の時期は、心身の調和のとれた人間形成を育む上で重要な時期です。

少子高齢化の進行、国際化や情報化など社会が目覚ましく進展していく中で、子どもたちがその変化に適切に対応し、自分らしさを発揮して未来を切り開いていくための「生きる力」を身に付けることが求められています。

しかしながら、いじめ、不登校、体力の低下、基本的な生活習慣の乱れなど、子どもたちの心と体の課題は少なくありません。

そこで、自分や他人を大切にすることの気持ちや豊かな心を育むため、学校と家庭や地域の連携を深め、地域全体で子どもを見守り、育てる、地域に開かれた学校づくりを進める必要があります。

また、学校における体育学習や外遊びの充実などを通じた体力の向上とともに、健康な体づくりには、子どもの頃から食に対する正しい知識を身に付けさせるなど、学校における食育や食生活改善等にかかわる指導等が求められます。

(2) 施策の方針

豊かな心と生きる力を育み、健やかな子どもたちの育成に努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
新体力テスト全国平均値突破項目(※1)	コマ	58/144	72/144
全国学力・学習状況調査における「学校に行くのが楽しいと思う」児童・生徒の割合	%	小 81.9 中 79.2	小 87.0 中 85.0
学校教育の充実に関して満足している市民の割合	%	73.5	80.0

(4) 施策を実現するための基本事業

① 生きる力を育む教育の推進

教育活動全体を通して、道徳性を養う心の充実を図るとともに、児童生徒の発達段階に即し、同和問題をはじめとする様々な人権教育を推進することで、豊かな心の育成を図ります。

また、豊かな心の育成を基盤として、小中一貫教育における異学年交流などを通じて幅広い人間関係育成能力や、実践的な英語力の育成や国際理解教育などを通じてグローバル社会で活躍できる人材の育成を図ります。

(※1)新体力テスト全国平均値突破項目：新体力テスト8種目（握力・上体おこし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・(小)ソフトボール投げ(中)ハンドボール投げ)の男女別・学年別の結果において全国平均値以上の項目数。

② 体力向上と健康増進の推進

体育学習や運動部活動等を通して、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ習慣を身に付けるとともに、生涯にわたって健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う体育・健康教育の充実を図ります。

③ 安全な給食の提供と食育の推進

学校教育活動において、家庭や地域と連携しながら、食育・食生活指導の充実に努めます。

学校給食については、衛生管理の徹底や地産地消の推進等を図りながら、安全・安心な給食の提供に努めます。

④ 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

故郷への愛着を育むため、高齢者や地域住民との積極的な交流を推進するとともに、学校の教育活動や学校運営に、保護者や住民の意向を反映させるなど、家庭や地域と連携・協力した特色ある学校づくりに努めます。

また、いじめ、不登校などに対処するため、家庭や地域、関係機関との機能的なネットワークによる連携・協力を図ります。

5-2. 確かな学力を育む教育の推進

(1) 現状と課題

少子高齢化やグローバル化などが急激に進む中、人材育成の基盤である義務教育は、子ども一人ひとりの能力を伸ばしつつ、社会において自立していく基礎を培い、社会人として必要とされる基本的な資質を養うことが求められています。

また、経済環境の変化などにより、家庭や地域の教育力の低下が課題となる中、児童・生徒の学習と生活の両面の支援に努める必要があります。

本市の小学校・中学校は、核家族化、少子化など社会情勢の変化の中で学級数、児童・生徒数とも減少傾向となっています。

そのため、学校施設については、老朽化した校舎の大規模改造のほか、教育効果を高めるための学校規模の適正化など計画的な教育環境の整備を進めることが重要です。

さらに、児童・生徒の確かな学力の保障と学ぶ意欲の向上を図るためには、子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな学習指導や生活指導の実現が必要であり、教職員の資質と指導力の向上が求められています。

(2) 施策の方針

教育環境の整備・充実などを通して、「かしこく」「やさしく」「たくましい」子どもたちの育成に努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
(小)全国標準学力検査NRT(国語、算数)の正答率 (中)標準学力分析検査(国語、数学)の正答率 *(小)は全国平均を100とし、(中)は県平均を100とする。	%	小 110.0 中 100.8	小 115.0 中 105.0
全国学力・学習状況調査の正答率 *全国平均を100とする	%	小 99.8 中 98.3	小 100.4 中 100.4
乗り入れ授業を実施している中学校区数(※1)	校区	8	10
協調学習にかかわる授業を実施している学校の割合	%	小 22.7 中 40.0	小 100 中 100
MIMアセスメント(※2)において3rdステージ対象児童の割合(※3)	%	10	5

(※1)乗り入れ授業を実施している中学校区数：小中学校相互に教員が特定の教科及び学年において、通年で数回の授業を実施している中学校区数。

(※2)MIMアセスメント：MIMとは、Multilayer Instruction Model(多層指導モデル)の略。通常の学級における「読み」の指導において、個々の子どものニーズに対応して指導・支援を3つの段階に分けて行う指導方法。MIMアセスメントは、指導の必要性を判断するために行う評価のこと。

(※3)MIMアセスメントにおいて3rdステージ対象児童の割合：でんしゃ、きって、おかあさんなどの特殊音節の読みにおいて個別指導が必要な児童の割合。

(4) 施策を実現するための基本事業

① 学力向上の推進

児童・生徒の学力向上に向け、協調学習^(※1)などの学習理論やICT教育を取り入れた指導方法の工夫・改善や指導体制の強化を図り、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図ります。

② 小中一貫教育の推進

より良い教育環境の整備に向け、中学校区を単位とした小学1年生から中学3年生までの9年間を見通した一貫性と連続性のある学習指導や生徒指導などが可能となる小中一貫教育を推進します。

③ 均等な教育機会の推進

全ての子どもの学びを保障するため、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対する就学援助制度や高等教育の機会を保障する奨学金制度等の充実に努め、教育支援を図ります。

④ 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、関係機関と連携を図り、障がいの状態、発達段階に応じたきめ細やかな指導や一貫した支援を行います。

また、特別支援教育や発達障がい^(※2)等に関する理解を深め、誰もが人権と個性を尊重し、子どもの育ちを支え合う学校・家庭・地域づくりを推進します。

⑤ 学校施設の環境整備の推進

老朽化が進む学校施設については、大規模改造や改築を計画的に推進するとともに、安全で安心して学べる環境を整備します。また、地域住民にも利用しやすいユニバーサルデザイン等、誰もが利用しやすい施設整備を進めます。

⑥ 教員の資質向上

新しい時代を担う子どもたちを育むため、教員の更なる資質向上に向けた計画的・体系的な研修の充実に努めます。

(※1) 協調学習：ある学習課題に対し一人一人が自分の考えをもち、学習者同士の対話をとおして新たな気づきを導き出し、理解を深める学習。

(※2) 発達障がい：自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの障がいの総称で、脳機能の発達に関連する障がい。先天的な要因によって乳幼児期にその症状が現れる。

5-3. 子ども・若者の健全育成

(1) 現状と課題

少子化、核家族化の進展やインターネット・SNS(※1)等の普及により、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変化する中、人との交流やコミュニケーションの機会が減少するなど、人間関係の希薄化が進んでいます。

また、大人社会の規範意識や家庭や地域での子育て機能が低下していることを背景に、子ども・若者の抱える問題は複雑かつ多様化し、不登校や犯罪・触法少年をはじめ、引きこもりやニート(※2)等の困難を有する子どもや若者も増えています。

このような中、物質的な豊かさや生活の利便性が増す一方で、自然体験や社会体験の機会が不足するなど、心の豊かさや生きる力を身につけることのできる環境が求められています。

今後は、子ども・若者の健やかな成長と自立を実現するために、学校、家庭、地域など社会全体で子ども・若者を育み、支える環境づくりを推進するとともに、体験活動や交流活動を通じた地域の教育力の向上や地域での居場所づくりを進めていくことが重要です。

(2) 施策の方針

子ども・若者の健やかな成長と自立を実現するために、学校・家庭・地域が連携した子ども・若者の健全育成を推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
青少年健全育成事業参加者数	人	710	800
放課後子ども総合プラン実施校	校	0	18
子ども・若者の健全育成に関して満足している市民の割合	%	76.8	80.0

(4) 施策を実現するための基本事業

① 子ども・若者の健全育成活動の推進

学校、家庭、地域及び関係機関との連携による補導の強化や相談事業の充実など、子ども・若者を取り巻く環境浄化活動を推進するとともに、地域全体での見守り活動や家庭・地域における教育力の向上を推進します。

また、子ども・若者の健全育成体制の充実に努め、指導者と青少年団体の育成に努めます。

② 子ども・若者の社会参加の推進

子ども・若者の社会性や自主性を育むため、多様な体験活動の充実を図り、子ども・若者が積極的に社会参加できる機会の提供に努めます。さらに、放課後子ども教室など子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。

(※1)ニート：Not in Employment, Education or Training の略。就業・就学・職業訓練のいずれも行っていない若年層のこと。

(※2) SNS：Social Networking Service の略。ツイッターやフェイスブックなど「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。

③ 困難を有する子ども・若者への支援の充実

ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談体制の充実を図るなど、国、県や関係機関と連携した支援を推進します。

5-4. 生涯学習の振興

(1) 現状と課題

生活水準の向上と自由時間の増大により価値観や生活意識が多様化し、ゆとりや生きがいなど精神的な豊かさへの欲求が強くなっており、市民の生涯学習に対する関心が高まっています。

このような中、本市では、多様化する市民ニーズに対応するため、公民館や図書館などを中心として、生涯学習の機会提供に努めているものの、講座や施設利用者の年齢層の偏りや固定化等が見られます。

しかし、市民一人ひとりがゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した生活が送れるような社会を築いていくためには、市民がいつでも自由に、学習機会を選択して、学ぶことができる、生涯学習社会づくりを今後も推進する必要があります。

さらに、生涯学習指導者やボランティアの育成と活用を図るため、学習を通して得た知識や経験を地域課題の解決や、まちづくりに生かせる環境づくりを進めることが重要です。

(2) 施策の方針

「いつでも どこでも だれでも」が学び、学習の成果を地域で生かせる生涯学習社会づくりを推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
生涯学習講座等参加者数	人	68,051	85,000
図書館来館者数	人	649,623	650,000

(4) 施策を実現するための基本事業

① 多様な学習機会の提供

行政、関係団体との連携を図った上で、生涯にわたって自己啓発に取り組むことができるよう、市民の学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。また、図書館においては、機能の充実と利便性の向上に努めます。

公民館等においては様々な地域資源の発掘・活用などに努め、活動や学び合いを通じて得た成果がまちづくり活動などにつながるような生涯学習を推進します。

② 生涯学習指導者の育成

学習で得た成果を地域社会で生かすことができる仕組みづくりの推進に努めるとともに、生涯学習指導者の育成と人材ネットワークの拡充を図ります。

③ 社会教育施設の整備・運営

生涯学習の拠点、交流の場、地域活動の拠点として社会教育施設の円滑な利用のため、地域の実情に応じた施設整備や適正な維持管理に努めます。

さらに、乳幼児から高齢者まで自由に、気軽に、楽しく利用でき、市民から愛され親しまれる施設づくりに努めます。

5-5. スポーツの振興

(1) 現状と課題

健康づくりと生きがいを求める意識が高まる中、日常生活においてスポーツは大きな役割を占めるようになっていきます。また、市民のスポーツに対するニーズも一段と高度化・多様化しています。

本市では、体育協会及び関係団体との連携による各種体育事業の実施により、市民の体力の向上と活力に満ちた地域社会づくりを進めてきました。

今後は、多様なニーズを踏まえながら、市民が気軽にスポーツに親しむことができ、健康で活力ある充実した生活が送れるよう、各種スポーツイベントの開催など、スポーツに親しむ機会の充実・創出を図るとともに、指導者の育成や組織体制の確立に努める必要があります。

また、スポーツ活動の基盤となる運動公園、体育館等、既存のスポーツ施設の統廃合等も視野に入れた有効活用と施設の在り方を検討する必要があります。

本市で毎年開催される「飯塚国際車いすテニス大会」は、1985(昭和60)年に第1回大会を開催し、2004(平成16)年には車いすテニスの最高峰であるスーパーシリーズに昇格するなど、国内外の身体障がい者間のスポーツ交流・相互理解に寄与しており、引き続き、開催支援に努める必要があります。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催を好機ととらえ、東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地や国際的なスポーツ大会を誘致するなど、市民がレベルの高い競技に触れる機会の創出を図ることも重要となっています。

(2) 施策の方針

市民の健康増進と生きがいづくりのため、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめるような環境づくりを推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
市営スポーツ施設利用者数	人	559,000	570,000
スポーツ推進委員数	人	42	52
総合型地域スポーツクラブ設立数(※1)	クラブ	3	6

(4) 施策を実現するための基本事業

① 生涯スポーツ活動の推進

体育協会やスポーツ推進委員協議会、まちづくり協議会との連携により、気軽にスポーツに参加する機会を拡充するため、市民総合体育大会をはじめとしたイベントやスポーツ教室の開催など、生涯スポーツの振興を推進します。

また、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設立を推進し、地域に根ざしたスポーツ団体の育成に努めます。

(※1) 総合型地域スポーツクラブ設立数：地域の学校や公共スポーツ施設を拠点に地域が主体となって運営され、子どもから高齢者の方まで、身近なところでスポーツを気軽に楽しむことができるスポーツクラブの設立数。

② スポーツ推進委員の体制強化

スポーツ推進委員の後継者不足の解消を図るため、地域のスポーツ団体や競技団体等に働きかけ委員の確保に努めます。

③ スポーツ施設の整備と活用

スポーツ施設の有効活用を進めるとともに、誰もが快適にスポーツを楽しむことができるよう、老朽化した施設については、統廃合等も視野に入れて改修等を図るなど環境整備に努めます。

④ 競技スポーツ活動の支援

競技スポーツ活動を実践している競技者、競技団体に対する支援を図るとともに、飯塚国際車いすテニス大会の開催支援に努めます。

⑤ 国際的スポーツ大会等の誘致

東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地をはじめ、国際的なスポーツ大会等を誘致するなど、市民がレベルの高い競技に触れる機会を創出することにより、スポーツ振興はもとより、スポーツによる国際交流の促進を図ります。

5-6. 文化芸術の創造

(1) 現状と課題

本市の文化芸術の振興については、飯塚文化連盟等を中心に文化芸術活動が行われており、文化芸術の中核施設である飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）において、幅広い事業を展開するなど、独自の企画事業等を通して市民に質の高い文化芸術に触れる機会を提供しています。また、市民の主体的な活動や既存の団体・サークル活動も活発に行われていますが、参加者の高齢化が進み、新たな加入者も少ない状況です。

今後は、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、市民の主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。

中でも、飯塚新人音楽コンクールは2016(平成28)年に35回を迎えますが、ボランティアによる運営を行っているため、今後更なるボランティアの人材確保や関係機関相互の連携を深めるなど、地域音楽文化の振興のため一層の充実が求められています。

更に文化芸術の振興を図っていくため、計画的な施設整備や本市の特性に応じた施策展開を推進する必要があります。

(2) 施策の方針

文化芸術の継承と活動の支援及び文化意識の高揚を通して、地域文化を大切に作る心を育みます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
飯塚市文化会館入場者数	人	242,916	250,000
飯塚文化連盟会員数	人	6,000	基準値以上
文化・芸術に関して満足している市民の割合	%	81.5	基準値以上

(4) 施策を実現するための基本事業

① 市民による文化芸術活動の推進

子どもから高齢者まですべての市民が多様な文化芸術に触れられる機会の充実に努めるとともに、市民参加による文化芸術活動の推進を図ります。また、文化芸術活動を支援する指導者等人材の確保・育成に努めます。

② 文化・芸術活動の機会や場の充実

文化祭など地域に密着した文化振興イベント開催の支援を図ります。

飯塚新人音楽コンクールについては、心温かいきめ細かな運営とともに、優れた新人演奏家の発掘支援など、地域音楽文化の充実を図ります。

③ 文化施設の整備・運営

文化施設の整備や設備の改修等を行うとともに、適切な運営に努め、市民が安心して安全、快適に利用できるよう環境整備を進めます。

5-7. 歴史的・文化的遺産の保護と活用

(1) 現状と課題

本市には、数多くの歴史・文化資源が残されており、中でも旧伊藤伝右衛門邸をはじめとした炭鉱遺産がまちの歴史を物語っています。

これらの貴重な資源、獅子舞や神楽などの郷土芸能、伝統行事については、その存在の重要性を多くの市民が知り、保存や次の世代への継承のための活動が活発になるよう取り組む必要があります。

また、飯塚市歴史資料館では文化財の展示公開を実施していますが、市内に点在する旧伊藤伝右衛門邸や旧松喜醤油屋、長崎街道、内野宿などの文化資源との連携や観光資源としての活用が求められています。

(2) 施策の方針

貴重な郷土芸能や歴史・文化資源を守り育み、文化の薫るまちづくりを推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
指定文化財件数	件	49(国5、県15、市29)	54
文化財の保護と活用に関して満足している市民の割合	%	89.4	基準値以上

(4) 施策を実現するための基本事業

① 文化財の保存・整備・活用の推進

市内の文化財の現状を把握するため、文化財全般の基本調査を実施し、文化財基本台帳の作成により、緊急性を有するもの、重要な文化財については詳細調査を行い、価値の高いもの、まちづくりに活用できるものを指定文化財、登録文化財として保存・整備・活用に努めます。

② 地域に根ざした特色ある伝統文化の継承

市民に文化財等の情報を発信するとともに、市民が文化に触れ、学習する機会の拡大に努めます。

また、地域の人々に愛され生まれ、培われてきた郷土の芸能や伝統行事の保護継承を図り、青少年も含めた後継者の育成などを支援します。

③ 教育・観光への活用の推進

展示活動や学習会、講演会を積極的に実施し、市民の郷土の歴史学習活動を推進するとともに、歴史資料館と学校や社会教育施設との連携を深め、学習活動の拡大を推進します。

また、歴史的文化的遺産は、観光資源としての活用を図り、併せて、解説等のボランティアの育成強化を支援します。

5-8. 国際交流・多文化共生(※1)の推進

(1) 現状と課題

グローバル化の急速な進展により、人・もの・情報の交流が活性化しています。国際交流活動も広がりを見せる中、国際感覚に優れた人づくり、まちづくりや国際性に富んだ地域社会を形成していく取組が求められています。

このような中、本市では米国サニーベール市と平成25年度に友好都市協定を締結、平成28年度には姉妹都市協定へと発展し、市内中学生を中心とした青少年交流事業を実施するなど、次代を担う人づくりを進めています。

また、市内の大学や研究施設等に多くの留学生や外国の研究者が在籍しており、在住外国人も増加傾向にあることから、外国人が日常生活に不便を感じることなく暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを進めることが一層必要となっています。

今後は、市民が参加する国際交流事業を充実するとともに、民間の国際交流推進団体への支援や、多文化共生のまちづくりの実現に向け、市民の国際理解を高めるための人材の育成が求められています。

(2) 施策の方針

外国人と市民との相互理解を深め、国際交流や外国人にも暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
国際交流事業参加者数	人	1,200	1,500
国際交流関係団体で活動しているボランティア数	人	290	350
国際交流に関して満足している市民の割合	%	82.8	基準値以上

(4) 施策を実現するための基本事業

① 国際交流の推進

姉妹都市交流の継続・発展を図るとともに、大学や関係団体等との連携強化を図りながら、国際交流事業に取り組み、外国人と市民との文化や教育、経済などの交流促進に向けた活動を推進します。

② 国際理解の推進

国際交流事業の開催や国際理解講座等により、文化の多様性について市民の理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

③ 外国人のための生活支援策の充実

生活情報の提供や相談体制の充実など、在住外国人の支援に努め、外国人が安心して暮らせる住みよい環境づくりに努めます。

(※1)多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

第6章 都市基盤・生活基盤

6-1. 災害・減災対策の充実

(1) 現状と課題

日本各地で震災や局地的大雨などの大規模な自然災害が発生しており、本市においても、台風や大雨による大きな災害を経験し、防災に対する市民の関心は高まっています。

東日本大震災の発生を受け、国において「防災基本計画」が見直される中、本市においても、2014（平成26）年6月に「飯塚市地域防災計画」を全面改正し、国・県などの関係機関と連携を図りながら、災害に関する情報の伝達、協力要請や活動指導などを行い、災害に強い組織・ひとづくりを推進していくこととしています。

本市では、過去の災害から浸水対策事業を積極的に進めたことにより、一定の改善はされたものの、地球規模で発生する異常気象により、想定外の局地的大雨が心配される中、今後においても、計画的に浸水対策を実施し、防災・減災に努める必要があります。

また、熊本地震を受け、断層の走る本市においても、風水害のみならず地震に対する備えも必要です。

一方で、市民自らが災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担による防災協働社会の実現が求められ、生活弱者の支援、自立防災体制の確立が急がれています。

(2) 施策の方針

地域防災力の強化など災害に強い組織・ひとづくりを推進するとともに、風水害や土砂災害、地震等に対する防災・減災施策を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
自主防災組織活動力バー率	%	62.0	100
防災に関する訓練・研修の実施回数	回	11	25

(4) 施策を実現するための基本事業

① 防災・減災意識の高揚と自主防災体制の確立

「地域防災計画」の策定や防災訓練・防災研修を通して、災害から命を守る手段を市民に伝え、自助・共助能力の向上を図ります。

また、自主防災組織(※1)の設立に取り組み、消防団と協同して訓練を行うことで地域主体の防災体制の確立を図ります。

(※1) 自主防災組織：災害による被害を予防・軽減するため、地域住民が連携し自主的に防災活動を行う組織。

② 災害時要援護者^(※1)対策の充実

高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者のうち、特に自助による避難が困難な方に対する共助、公助を含む避難体制の推進及び特別な配慮や適切なケアが必要な方に対する福祉避難所の拡充を図ります。

③ 情報伝達機能の向上

防災関連機器の充実を図るとともに要援護者対策を行い、防災行政無線^(※2)、インターネット、メールなど複数の手段を活用し市民への確実な情報伝達を図ります。

④ 防災・減災対策の推進

水害や土砂災害を防ぐため、「防災(浸水)対策基本計画」や「地域防災計画」に沿った計画的な事業の推進に努めるなど、国、県等の関係機関と連携しながら防災・減災対策を推進します。

(※1)災害時要援護者：災害時に障がいのある方や高齢者など、自力で避難することが困難な人。

(※2)防災行政無線：災害時の注意や避難に関する情報等を市民に伝えることを目的とする無線通信システム。行政情報の放送や自治会放送としての活用も可能。

6-2. 消防・救急体制の充実

(1) 現状と課題

本市の消防・救急活動については、これまで広域的な取組によって体制の充実を図ってきました。火災予防対策については、高齢化社会の進展に伴い火災による犠牲者増加が懸念されており、日頃の防火意識の高揚や防火指導の強化が求められるため、今後も関係機関との連携を強化し、より効率的な体制の整備を推進することが必要となっています。

また、消防団が地域の安全・安心に大きな役割を果たしており、消防団員の確保や人材育成が課題となっています。

さらに、救急活動の高度化にともない、救命救急に対する需要は著しい増加傾向にあり、飯塚地区消防組合と医療機関の連携による救命救急体制を強化することが必要となっています。

(2) 施策の方針

飯塚地区消防組合への支援による防災力の強化、火災等の災害現場における消防団活動の充実及び救急体制の整備に努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
消防団員充足率	%	87.3	94.0
消防団による災害出動率	%	100	基準値を維持

(4) 施策を実現するための基本事業

① 消防機関との連携強化

消防団の人材確保に努めるとともに、消防機関との連携強化を図り、訓練や研修を通じて、大規模火災をはじめ、各種災害に関する対応能力の向上を図ります。

また、広域的な消防体制の構築に対応するために、高度な知識や装備を必要としている飯塚地区消防組合に対しての支援を継続するとともに、救急需要の多様化に対応するため、救急体制の整備を支援します。

② 消防施設・設備の充実

消防団活動の拠点である消防詰所や消防ポンプ自動車等については、老朽化対策を行い、施設・設備の充実を図ります。

また、消火栓や防火水槽といった消防水利については、既存水利の改良や修繕を行い、迅速な消火活動が行えるように、整備を進めていきます。

6-3. 生活安全の向上

(1) 現状と課題

本市では、市民の安全を脅かす犯罪や交通事故について、警察や地域と連携しながら撲滅に向けて取り組んでおり、安全で安心な社会を目指すための市民運動団体の設置、交通事故をなくすための交通安全運動を実施しています。

近年、高齢化や情報化の進展に伴い、悪質商法など消費生活に係るトラブルが後を絶たず、新たな課題が顕在化しています。

今後、市民の防犯意識の啓発、地域主体の体制づくり等を進めるとともに、地域全体で情報を共有しながら、犯罪に強いまちづくりに取り組むことが求められています。

交通安全については、市民の安全を確保するため交通安全や飲酒運転撲滅に対する意識の高揚、子どもや高齢者等に対する交通安全教育の充実や、交通安全施設の整備等を推進する必要があります。

また、消費生活については、関係機関と連携し、トラブルの未然防止や消費生活の質的向上に向けた消費者教育・啓発や情報提供、相談体制の充実が求められています。

(2) 施策の方針

地域での防犯、交通安全、消費者保護への取組により、安全で安心して日常生活が送れる環境づくりを推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
地域防犯団体数	団体	94	130
刑法犯認知件数	件	1,533	1,200
防犯灯設置本数	本	12,018	12,898
交通事故発生件数	件	1,157	900

(4) 施策を実現するための基本事業

① 防犯体制づくりの推進

安全・安心なまちづくりの推進のため、警察、行政、地域住民等が連携した地域防犯体制や連絡体制づくりを推進するとともに、それらの活動に対し、積極的な支援を行います。また、防犯灯等の整備を行い、防犯環境の充実を図ります。

② 防犯意識の高揚

防犯意識の高揚に資するため、飯塚地区安全・安心まちづくり住民総決起大会の開催や広報紙やホームページによる啓発活動及び情報提供、学校での防犯教育等を推進します。

③ 交通環境の向上

交通安全教育や交通安全運動の実施などにより交通安全や飲酒運転撲滅に対する意識の高揚を図るなど、交通安全運動を推進するとともに、交通安全施設の整備など、子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者の安全と人権を尊重した道路交通環境の向上を図ります。

④ 消費者保護の充実

関係機関との連携のもと、悪質商法等に関する情報提供や啓発に努めるとともに、消費者トラブルの被害者救済のため、消費生活相談員のさらなる能力向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。

6-4. 計画的な土地利用の推進

(1) 現状と課題

住宅地域、農業地域、森林地域等の土地利用区分を明確にし、秩序あるまちづくりを進めるため、「飯塚市都市計画マスタープラン」を基本方針とした各種計画に基づき本市全域での計画的な土地利用を推進しており、都市計画法に基づき、都市計画区域と準都市計画区域を定め、合理的で調和のとれた適切な土地利用の規制と誘導を図っています。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況が続く中、持続可能な都市としていくため、これまで以上に、都市計画と居住やコミュニティ、公共交通などのまちづくりとの一体的な連携が重要であり、都市の魅力をより高めるための計画的な土地利用を誘導することが必要となります。

(2) 施策の方針

総合的な土地利用計画のもとで、自然と調和を図りながら将来において持続可能な都市として、暮らしやすいまちづくりを実現するため、住環境や地域経済を見据えた土地利用を図ります。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
市街化の抑制(地目別面積:宅地面積)	ha	2,744	2,837
農地の保全(農用地面積)	ha	2252.8	基準値を維持

(4) 施策を実現するための基本事業

① 計画的な土地利用の推進

社会経済状況の変化に対応したまちづくりを進めるため、都市計画法等の手法を用いて、必要な規制と誘導により計画的な土地利用を推進し、都市機能の増進や住居環境の向上を図ります。

② 拠点連携型の都市づくりの推進

潤いある自然の中で、市域の拠点である中心拠点と日常生活を支える地域の拠点となる複数の地域生活圏の形成を図るとともに各拠点を鉄道やバスなどの公共交通で結び、拠点間が相互に連携した拠点連携型の都市構造の実現を目指した土地利用を進めます。

6-5. 定住環境・公共交通の充実

(1) 現状と課題

本市では、若者の福岡都市圏や東京都市圏等への流出により生産人口が減少し、少子高齢化が進む中で、単独世帯、核家族世帯の増加など世帯構造の変化に伴い、空き家や買い物弱者の増加が社会的問題となっています。

一方、本市は福岡県の東西南北を結ぶ交通の要衝を形成するとともに、九州の2大都市圏である福岡都市圏、北九州都市圏とのアクセスに恵まれています。

こうした中、公営住宅や公共交通の整備をはじめとした定住施策を推進することは、ますます重要となっています。

公営住宅については、大半が昭和40年代までに建設され、老朽化が著しく、改良住宅においても同様に老朽化が進んでいるため、計画的な建て替えや改修が必要となっています。

公共交通については、福岡・北九州都市圏を結ぶ広域交通を生かし、福岡市営地下鉄福岡空港駅とJR篠栗線の接続やJR福北ゆたか線の複線化等、利便性の高い公共交通網の確立が求められています。

また、交通の移動手段を確保できない市民がさらに増加することが予測され、市民の移動手段を確保し、維持するため、コミュニティ交通(※1)の運営においては、利用者ニーズに合致した運行内容の見直しなど、利用者の減少に歯止めをかけ、利用促進に努めていく必要があります。

今後は、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、安全で快適な住環境の整備を図るとともに、空き家等の活用や買い物弱者への対応も含め、居住空間のあり方や移動手段の確保等を検討し、幅広い世代のニーズに対応した定住環境の整備を図る必要があります。

(2) 施策の方針

すべての人が安心して暮らせる、魅力ある良質な住環境の整備と公共交通機関の利便性の向上を図ります。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
コミュニティ交通利用者数	人	75,513	100,000
社会増減の純移動率	%	0	基準値以上 (転入超過)

(4) 施策を実現するための基本事業

① 良質な住宅供給の推進

公営住宅については、耐用年数を考慮し、状況把握のうえ統廃合や建替えを検討します。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立して生活できる住宅を供給するとともに、セーフティーネットの観点も踏まえ、すべての人にとって安全で快適な住環境の整備を福祉施策等との連携を図りながら進めていきます。

(※1) コミュニティ交通：地域での必要目的に合わせ、ルートや運行形態などを工夫し、より生活に密着した移動手段を提供する交通サービス。

② 空き家対策の推進

老朽化した空き家の増加により、周辺環境へ悪影響を及ぼしていることから、老朽危険家屋の解体を促進します。また、空き家等の有効利活用を検討しながら、定住環境整備の取組を推進します。

③ 生活交通の維持・確保

市民の移動手段を確保するため、乗合バスの確保と定時運行体制の維持・継続に努めます。

また、交通不便地区の解消、高齢者等交通弱者が多い区域への利便性向上、他の交通機関との乗継の利便性向上など、外出機会を促進するために、地域の実状に応じたコミュニティ交通の充実を図ります。

④ 広域交通の利便性の向上

路線バスについては、J R各駅への路線の拡充や既存路線の増便・増結を民間交通事業者と協議し、J Rには、福北ゆたか線の複線化、駅の無人化及び普通列車の通過の改善を要望するとともに、パークアンドライド(※1)などに適した駐車場の設置を含め、駅周辺の整備や駅のバリアフリー化等に取り組んでいきます。また、福岡市営地下鉄福岡空港駅とJ R篠栗線の接続について、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

⑤ 買い物弱者対策の推進

買い物環境の変化に伴い、食料品や生活用品の購入に支障をきたしている実態を把握のうえ、有効な対応策を検討し、住み慣れた地域で安心して暮らせる定住環境の整備に取り組めます。

⑥ 移住・定住施策の推進

子育て支援や雇用の創出等による若年層の定住促進をはじめ、地域特性を生かした産業の振興、次代を担う子どもの育成、健幸都市づくりなどにより、市外から人を呼び込み、市内の人が住みつけたいと感じられるような魅力ある定住環境の整備を図り、移住・定住施策を積極的に推進します。また、周辺自治体との連携を図り、良好な定住環境の整備に努めます。

(※1)パークアンドライド：出発地から自動車以最寄りの駅・バス停に行き、駐車した後、公共交通機関に乗り換えること。

6-6. 公園・緑地の整備

(1) 現状と課題

本市は、緑豊かな山々や中心部を流れる遠賀川や穂波川をはじめとした水辺など、良好な自然環境に恵まれています。

緑や水辺は、四季の変化を感じられる潤いのある都市景観の形成のみならず、生物の生息環境の確保、防災、レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出等、多様な役割を担っています。

また、公園の整備率は高く、県立自然公園に指定されている地域もあり、広く市民の憩いの場として活用されています。

その一方で、施設の老朽化や少子高齢化の進展から、公園施設の維持管理や再整備が大きな課題となっています。

今後も、適切な公園配置と整備を計画的に行うとともに、緑地の保全に努めることが必要です。

(2) 施策の方針

地域特性にあった公園・緑地の適正配置や整備を行い、良好な住環境と一体となった憩いと安らぎの空間形成を図ります。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
公園・緑地の整備に関して満足している市民の割合	%	84.6	基準値以上

(4) 施策を実現するための基本事業

① 安全・安心な公園・緑地の整備

災害時における避難所の確保や利用上の安全対策などを進め、市民が安全で安心して使える公園・緑地の整備に努めます。また、市民との協働による公園の維持管理を推進します。

② 魅力ある水辺空間の整備

遠賀川などの自然豊かな水辺空間の適切な維持管理と利用を促進し、やすらぎと魅力あふれる空間の形成を図ります。

③ 花いっぱい運動の推進

花あふれるまちづくりのため、市民や地域、企業等と協力して、地域の公共用地や公共施設をはじめ、宅地内や企業用地に花を植える花いっぱい運動を推進していきます。

6-7. 道路の整備

(1) 現状と課題

本市は、一般国道 200 号、201 号、211 号が幹線道路として本市の交通における骨格を形成し、主要地方道が国道を補完しています。さらに、一般県道、市町道が市内の拠点間や市外の主要都市を結んでいます。集約型の都市づくりを支える道路網を形成するために、今後とも国道、県道、街路網整備を推進していくことが必要です。

また、福岡市や北九州市と近接し、県央に位置することから、地の利を生かした流通拠点としての機能を発揮するためにも、八木山バイパスの全線 4 車線化による渋滞緩和や穂波西・筑穂インターチェンジのフルランプ化(※1)による利便性の向上が求められています。

市道については、逐次改良等を進めていますが、歩行者空間の明確化など、子ども、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人に配慮した道路などの整備が課題となっています。

また、市が管理する橋りょうは、2015(平成 27)年度末で 626 橋あり、今後 30 年で 499 橋が耐用年数(60 年)を経過するため、計画的な補修が必要となっています。

(2) 施策の方針

広域的な道路ネットワーク形成や安全で人にやさしい道路や橋りょうの整備を推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
都市計画区域内の都市計画道路整備率	%	46.4	50.0
橋りょう補修の累計実施数	橋	2	25
道路路側帯グリーンベルト整備延長距離	m	1,160	5,000

(4) 施策を実現するための基本事業

① 国道の早期整備の推進

主要幹線道路である一般国道 200 号、201 号、211 号の地域の交通状況にあった道路網の整備促進と八木山バイパスの全線 4 車線化や穂波西・筑穂インターチェンジのフルランプ化の実現を目指しています。今後も、関係機関と連携しながら、国、県に対して道路の整備促進・早期完成や道路整備に必要な財源の確保等要望活動を推進します。

② 県道等の早期整備の推進

県道鯉田・中線(国道 200 号までの区間)の早期共用開始、県道飯塚穂波線など重要路線の整備のほか主要地方道、一般県道の未整備区間の早期整備を要望し、交通安全環境の改善等に努めます。

(※1)フルランプ化：上下線ともに出入口を両方に設置し、高速道路(一般国道自動車専用道路)と一般道を連結すること。

③ 安全・安心な市道・橋りょう整備の推進

市道については、市民生活の利便性や安全性の確保に向け、計画的な整備を推進するとともに、すべての人に配慮したバリアフリー化を推進します。また、橋りょうについては、「橋りょう長寿命化計画」に基づき、計画的な整備を進めます。

④ 都市計画道路事業の推進

生活利便施設を快適に利用できる交通環境の形成を図るため、都市計画道路の計画的な整備を図ります。

6-8. 上下水道の整備

(1) 現状と課題

上下水道事業については、人口減少や節水意識の高まりなどにより給水量が減少傾向にある中、上下水道料金の徴収率の向上や外部委託範囲の拡大を図るなど、更なる事業の効率化を進め、計画的な財政運営を行うことが必要となっています。

上水道については、安全で安心な水の安定供給と有収率の向上を目指し、老朽管更新事業や施設の耐震計画を実施するとともに、配水量及び給水量をチェックし、より一層の効率化が求められています。

下水道については、公共下水道事業の事業計画に基づき、引き続き管渠整備を促進するとともに、終末処理場、ポンプ場、管渠等の既存施設の老朽化対策として長寿命化事業を実施しています。下水道整備済地域においては、公共下水道への未接続家屋等もあり、更なる接続促進に努める必要があります。

(2) 施策の方針

安定した上下水道の整備を促進し、安全で安心な水環境を創設し、清潔で快適な生活環境づくりに努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
有収率(※1)	%	88.0	90.0
下水道整備率(普及率)	%	45.8	50.0
水洗化率(※2)	%	87.3	88.5

(4) 施策を実現するための基本事業

① 経営基盤の強化

利用者の満足度を向上させるため、公平で適正な費用負担による給排水機能の確保と経費削減に努め、上下水道事業としての経営基盤の強化を図ります。

② 水道施設の維持・管理

上水道については、安全で安心な水を安定供給するため、計画的な老朽管の布設替え、耐震化等を実施し、適切な水道施設の維持・管理に努めます。

③ 公共下水道事業の推進

公共下水道については、汚水処理構想に基づき公共下水道事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、水洗化率向上のため戸別訪問によるPRPR活動の推進、市報等による広報啓発、水環境学習会の開催、融資あっ旋制度等により水洗化の普及促進に努めます。

(※1)有収率：配水池から市内に配水している水量（総配水量）に占める料金収入に反映する水量（有収水量）の割合。
 (※2)水洗化率：公共下水道が使用できる区域にお住まいの方の内、宅内の排水設備工事を行って、実際に公共下水道に接続して使用している人の割合。

第7章 自然環境

7-1. 自然環境の保全

(1) 現状と課題

本市は、地域の約50%を占める山林と、そこから流れる遠賀川の本流、その支流河川によって、豊かな自然が育まれています。

しかしながら、市街地の拡大やほ場の整備など、土地利用や生活様式の変化に加え、近年では、農林業従事者の減少と高齢化が進み、身近な存在で多様な生き物が生息する場でもあった里地里山・里川が喪失し、森林が荒廃しつつあります。

森林は、生物多様性の保全、保健休養の場の提供、地球温暖化を防止する二酸化炭素の吸収等の多面的機能を有しています。

このため、豊かで美しい里地里山・里川などの自然環境を保全していくための取組や適切な維持管理を行っていくことが必要です。

また、これからの河川整備は、環境問題への関心の高さを背景に環境に配慮した川づくりが求められており、多様な生き物が生息できる良好な水辺空間づくりを進め、市民が河川で自然体験や学習ができる場を提供することが必要です。

(2) 施策の方針

自然環境の保全に努めるとともに、市民の環境保全意識の高揚、生態系の保護のための活動を推進します。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
自然観察会・体験会への参加者数	人	100	300
森づくり関係団体数	団体	7	13

(4) 施策を実現するための基本事業

① 森林の保全

山林・里山の荒廃を防ぎ、美しい森林を保全するため、適正な森林整備や森林への関心を高める機会の創出に向けた活動への支援を推進します。

② 水辺環境の保全

関係機関と連携し、親水空間の創出を図るとともに、多様な生き物の生息が可能な水辺環境づくりに努めます。

また、水辺環境の保全に向けたイベント等の機会の提供、サポート人材の育成、活動プログラムの整備、情報の提供に努めます。

③ 自然環境保全活動の推進

安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります。また、自然環境に対する意識の啓発に努めるとともに、市民、各種団体、NPO、事業者等と協働し、自然環境の保全に関する情報共有や協力体制づくりに努めます。

④ 生物多様性の保全

豊かな自然環境や野生生物の生息・生育環境の保全・再生を図り、生態系の多様性の保持に努めます。また、在来種を保全するとともに、外来生物の対策を推進します。

7-2. 快適な生活環境づくり

(1) 現状と課題

本市の大気の状態は、大気汚染の主な発生源となる大規模工場が少ないことから概ね良好です。

しかし、近年、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント等の市域外を発生源とする大気汚染が発生しており、定期的な測定とともに迅速な情報提供が必要となっています。

遠賀川本流、支流河川の水質汚濁の原因は、主に家庭排水によるもので生活雑排水などの浄化の促進とともに、そのための啓発活動と定期的水質監視が必要です。

また、河川の汚濁防止、水質改善のため、公共下水道認可区域外での浄化槽設置を促進し、汚水処理構想を踏まえた計画的な整備が必要です。

また、廃棄物などの屋外焼却や河川などへの不法投棄、水路への油の流出などといった生活型公害に関する事案も増加しています。

このため、水のきれいな、ごみのない快適な生活環境の保全を図るため、不法投棄などへの公害対策の強化、まちの環境美化、空き地や市有墓地の適正管理、動物愛護や適正飼育等の啓発、指導に努め、衛生的な生活環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 施策の方針

河川の水質向上、市民協働による環境美化活動等を通して、清潔で快適な生活環境づくりに努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
ボランティア清掃参加者数	人	6,000	7,000
合併浄化槽普及率	%	31.2	34.8
水質検査地点における環境基準達成率 (BOD(※1)検査)	%	85.5	100

(4) 施策を実現するための基本事業

① 合併浄化槽設置事業の推進

生活雑排水対策として、公共下水道認可区域外での合併浄化槽設置を推進します。

② 河川の水質保全

遠賀川本流、支流河川での定期的なBODの測定により、水質の監視を行うとともに、水質改善に向けた啓発活動を実施します。

(※1) BOD : Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素の量。有機物が多いほど消費される酸素量も多くなるため、この値が大きいほど水質汚濁が進んでいることを表す。

③ 環境美化活動の推進

市民、各種団体、NPO、事業者等と行政が連携・協働し、各地域での清掃、美化活動を推進していきます。

また、不法投棄防止、ごみの持ち帰り、ペットの糞の持ち帰りなど、環境マナーの啓発と監視、指導等の強化に努めます。

④ 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物対策については、許認可・指導権限を有する県に管理強化を要請するとともに、地域住民の不安解消のため、事業者による適正処理の実施を促進します。

7-3. 環境にやさしいまちづくり

(1) 現状と課題

地球環境にやさしい社会をつくるためには、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政のそれぞれが地球環境問題を正しく理解、認識するとともに、協力、連携して資源やエネルギーを有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会を形成していくことが重要です。

また、ごみの排出量については、市民の理解と協力により減少傾向にありますが、資源循環型社会の構築に向けて、さらなるごみの分別やリサイクルの徹底を図る必要があることから、資源ごみの回収や3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生使用）の啓発と効果的な施策の推進が必要です。

収集されたごみは、ごみ焼却等施設・リサイクル施設において処理していますが、これらの施設については、定期的な整備や改修を行い施設の長寿命化を図っています。

今後の環境施設（ごみ処理、し尿処理、火葬場）のあり方については、中・長期的、広域的な視点から、環境施設の集約・再編整備について周辺自治体と検討・協議を行うことが必要です。

様々な環境施策を推進するには、専門的知識を持つ人材・団体・事業者等との協働が不可欠であることから、環境保全活動団体などの育成支援に努め、環境保全活動を推進するとともに啓発を図っていくことがますます重要となっています。

(2) 施策の方針

環境教育の徹底、リサイクル意識の高揚の促進やごみ減量化等を図ることにより、循環型社会の形成に努めます。

(3) 目標達成指標

目標達成指標	(単位)	基準値 2015(平成 27)年	目標値 2026(平成 38)年
リサイクル率(※1)	%	25	30
1人あたりの一般廃棄物(※2)の排出量	kg	988	900
温室効果ガスの排出量(※3)	千 t-CO2/年	1348.82	998.13

(4) 施策を実現するための基本事業

① 環境教育の充実

環境教育・環境学習推進体制づくりに努めるとともに、市民、各種団体、NPO、事業者、学校などあらゆる活動主体に対して、環境教育・環境学習の支援に必要な情報の提供を行い、環境に対する意識の高揚を図ります。

② 3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）の推進

ごみの発生抑制や再使用の取組を推進するとともに、ごみの資源化を円滑に推進するための分別・排出ルールを周知徹底するとともに、集団資源回収の実施団体を支援します。

(※1)リサイクル率：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物以外の廃棄物のリサイクル率。
 (※2)一般廃棄物：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物以外の廃棄物。
 (※3)温室効果ガスの排出量：二酸化炭素やメタン等、地球温暖化の原因とされるガスの市全体の排出量。

③ 省エネ活動の啓発と低炭素型エネルギーの利活用推進

「地球温暖化対策実行計画」に基づき、自然と地球環境にやさしい生活を実現するため、省資源・省エネルギーの普及促進に努めます。

また、地域の特性や地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用の推進、エネルギーの地産地消に努め、地域内経済循環の手法等の検討を行い、持続可能な低炭素社会の実現を目指します。

④ ごみ処理施設の適正管理と整備

ごみ処理施設の定期的点検・補修を行い、施設の適正管理に努めるとともに、最終処分場については、クリーンセンター内最終処分場の埋立と並行して、施設の新設又は集塵灰の外部処理委託の選定を検討します。

また、今後の環境施設（ごみ処理、し尿処理、火葬場）のあり方については、中・長期的及び広域的な視点から環境施設の集約・再編整備について、周辺自治体と検討・協議を進めます。

第 2 次飯塚市総合計画資料編構成(案)

- 1 飯塚市総合計画策定条例
- 2 第 2 次飯塚市総合計画策定体制
- 3 第 2 次飯塚市総合計画策定経過
- 4 飯塚市総合計画審議会への諮問
- 5 飯塚市総合計画審議会からの答申
- 6 飯塚市総合計画審議会規則
- 7 飯塚市総合計画審議会委員名簿
- 8 第 2 次飯塚市総合計画目標達成指標一覧
- 9 飯塚市普通会計財政見通し
- 10 統計資料